

# 官報

号外 昭和三十三年三月十八日

## 第三十四回 衆議院會議録 第十三号

昭和三十三年三月十八日(金曜日)

議事日程 第十一号

昭和三十三年三月十八日

午後一時開議

第一 臨時受託調達特別會計法を廃止する法律案(内閣提出)

第二 経済及び技術協力のため必要物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案(内閣提出)

第三 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 住宅地区改良法案(内閣提出)

第六 公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めの件

第十 失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(第三十三回国会、齋藤邦吉君外二十三名提出)

第十一 厚生年金保険法の一部を改正する法律案(第三十三回国会、田中正巳君外二十三名提出)

第十二 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(第三十三回国会、田中正巳君外二十三名提出)

第十三 船員保険法の一部を改正する法律案(第三十三回国会、田中正巳君外二十三名提出)

○本日の會議に付した案件

小牧飛行場における自衛隊機、全日空機の衝突事件に関する緊急質問(太田一夫君提出)

全日空機衝突事故に関する緊急質問(塚本三郎君提出)

自治庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及びこれに対する質疑

日程第一 臨時受託調達特別會計法を廃止する法律案(内閣提出)

日程第二 経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案(内閣提出)

日程第三 補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 住宅地区改良法案(内閣提出)

日程第六 公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

日程第十 失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(第三十三回国会、齋藤邦吉君外二十三名提出)

日程第十一 厚生年金保険法の一部を改正する法律案(第三十三回国会、田中正巳君外二十三名提出)

日程第十二 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(第三十三回国会、田中正巳君外二十三名提出)

日程第十三 船員保険法の一部を改正する法律案(第三十三回国会、田中正巳君外二十三名提出)

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時十七分開議

○議長(清瀬一郎君) これより會議を開きます。

小牧飛行場における自衛隊機、全日空機の衝突事件に関する緊急質問(太田一夫君提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、太田一夫君提出、小牧飛行場における自衛隊機、全日空機の衝突事件に関する緊急質問、及び、塚本三郎君提出、全日空機衝突事故に関する緊急質問を順次許可せられんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

小牧飛行場における自衛隊機、全日空機の衝突事件に関する緊急質問、これを許可いたします。太田一夫君。

〔太田一夫君登壇〕

○太田一夫君 私は、日本社会党を代表しまして、一昨十六日発生いたしました、名古屋小牧空港における全日空旅客機に自衛隊ジェット戦闘機が衝突いたしました惨事につきまして、政府に緊急質問を行なうものであります。

この事故は、月影のない暗い夜の飛行場で、航空自衛隊の第三航空団所属

昭和三十三年三月十八日 衆議院會議録第十三号 小牧飛行場における自衛隊機、全日空機の衝突事件に関する太田一夫君の緊急質問

二三二

の全日空ジェット戦闘機ノースアメリカカンF86Dが訓練を行なっている最中に、全日本空輸ダグラスDC3型プロペラ旅客機が着陸したところに、この想像もつかぬ大惨事の突発する原因がひそんでいたのではありません。旅客三十名を乗せて羽田を飛び立った全日空機は、十九時四十五分、何事もなく名古屋小牧空港の滑走路に着陸、機は、滑走路を終ると、管制塔の指示によって向きを変え、ターミナルに向かう誘導路に入らんとしたその瞬間に、離陸しようとして滑走路を突進してきた航空自衛隊のジェット戦闘機と衝突したものであります。常識をもってしても不可解千万であり、航空法規の建前から見ても、奇怪千万な事故と申さなければなりません。

私は、ここに、この不測にして不幸きわまる大惨事によって、とうとう人命を失われました三人の方々、その御遺族並びにその他多数の重軽傷者諸氏と御家族の方々に、心からの弔意を表し、お見舞いを申し上げますとともに、かかる惨事を引き起こしました原因や、その背後にある諸事情を徹底的に究明いたしまして、二度と再びかくのごとき不幸を繰り返さないように、この際あらゆる努力を払わなければならぬことを痛感するものであります。

(拍手)

まず、最初に、岸総理にお尋ねをいたします。それは、飛行場の共同使用

の問題でございます。民間機と軍用ジェット機と同じ飛行場の同じ滑走路を共用しているところに今回の事故発生の原因があると思っております。(拍手) 今回の事故の原因究明に当たって関係者は、管制官がジェット戦闘機に離陸OKの指示を早く出し過ぎたことに基因をしておられるのではないかと、それは原因のすべてではないかとあります。羽田国際空港におきましても、昨年の夏以来、猛烈な自衛隊機の乗り入れにあつて、民間航空は、日本といわず、外国といわず、非常な脅威にさらされ、各社こぞって抗議を行なつていたことは、御承知の通りであります。特に地上衝突の危険があることにつきまして、保安事務所は大なる抗議と苦情を突きつけられていたことを、この際、特に指摘しておかなければならぬと思つておられます。

一つの飛行場を民間機と自衛隊機が共同で使用するとき、自衛隊機の発着が多ければ多いだけ、民間機に対していつしか軍用飛行場の姿に変わつていくことは、否定できない事実であると思つておられます。小牧空港におきましても、民間機一に対し自衛隊機八の割合で離着陸しているといわれているのであります。特に、F86D全日空ジェット戦闘機七十機が、最近のように全機出動のごとき演習を繰り返されていたので

は、民間の飛行機はどうしてもじやま者扱いをされるようになりがちであります。特に、現内閣は、日米軍事同盟にひとしい新安保条約の批准を急いでおります。航空自衛隊の戦闘力は、これによって一段と強化拡充されるに違いないと思つておられます。かくなりました喉に、共用飛行場はますます軍用飛行場の姿を濃くすること、想像にかたくないではありませんか。この際、政府は、断固として民間飛行場と自衛隊飛行場とを分離、区別すべきであると思つておられます。(拍手)

次に、お尋ねをいたしたいのは、民間機優先か自衛隊機優先かの原則の問題であります。公式的には、緊急出動以外には、自衛隊機が民間機より優先的に扱われることはないといわれております。運送省航空局もまた、民間機が優先することになつておると言つておられますけれども、事実は、ジェット機優先の原則が唱えられておるのであります。この結果、自衛隊機の練習機、戦闘機ともに、民間航空機に優先して離着陸の扱いを受けておると見なければなりません。そのような節が見られるのであります。小牧空港今回の惨事もまた、管制官の頭の中には、民間機を軽視し、自衛隊ジェット戦闘機の発進に重点を置いたと想定される節がうかがわれるのであります。この点につきまして、岸総理の明確な

答弁をお願いいたしましたのであります。

なお、本問題につきましては、橋本運輸大臣と赤城防衛庁長官との間に意見の相違があり、運輸大臣は、飛行場の共用に問題があるとの前提に立つて、当面、民間機優先のルールを確立し、自衛隊機の練習回数規制するよう申し入れをすると言ひ、赤城防衛庁長官は、飛行場共用は差しつかえない、航空管制のやり方で解決する、消極的に自衛隊中心主義を言つておられると伝えられております。この食い違ひを考慮して、今回の大事故の遠因であり、かつは、将来の禍根と思つておられますが、総理は特にこの点に注目をしてお答えをいただきたいのであります。(拍手)

次に、死傷者並びに本事故によって被害を受けた者の国家補償についてであります。本事故の直接の原因が、管制官の過失、ジェット戦闘機の操縦者のミスと判明いたしました以上、政府はできる限りの弔慰、見舞、損害補償をいたすべきであると思つておられます。全日空におきましては、死者に対して百四十万円、負傷者には十万円、乗客には三万円の見舞金が出されておると承つておられますが、政府のお考えと御措置を伺いたいのであります。

まず第一に、飛行場の共用と自衛隊基地の設定の問題であります。小牧の場合を例にとつてみますと、昭和三十三年、米軍から返還された当時、自衛隊の基地にするのではない、民間飛行場にするのだといつて、土地を農民から買い上げ、拡張したのであります。その後、次第に自衛隊は増強されて、今日、飛行場の使用は、その九割近くが航空自衛隊のジェット機でございます。民間飛行場にするところではありません。逆に自衛隊が取り上げようとしているように見られるのは、いかなる意図に基づくものでありますか、了解に苦しむものであります。今国会に提出されております航空法の一部改正に際しまして、防衛庁は、小牧、千歳両飛行場の航空管制権まで自衛隊の手におさめようと思つておられます。管制と管理とを運輸省航空局が行なうことになつたのは、民間航空の発達と助成をはかるためではなかつたのでございませぬか。その当初の基本方針にもかかわらず、飛行場は次々と自衛隊にとられ、民間機は次第に肩身を狭くして、飛行場の共用という名の、たよりなき空名のもとに、身をふるわしているという実情でございませぬ。自衛隊に軍の意識が芽はえたとはいわれたり、自衛隊は国民の生命を軽視しているといわれたり、自衛隊は共用飛行場を占拠するつもりだらうといわれているのも、決してゆえなしと

しないのであります。防衛庁は、共用飛行場、特に、都心にあるものや、都南周辺の飛行場は、すみやかに民間に返し、共用飛行場を自衛隊の基地化するような行動は即時中止されることこそ、今次事故を将来二度と繰り返さない保証と思いが、赤城防衛庁長官のお考えを、しかと承りたいのであります。(拍手)

なお、石川県小松など、新しい自衛隊の基地を設定するにあたりまして、地元の反対を緩和するために、民間航空との共用を打ち出している例もありませんけれども、今度の事件を見ても、軍民共用の基本方針は変えないつもりか。既定の飛行場においては分離の必要が痛感されている際において、ことさらに民間との共用を強調するのは、一時的な便法であり、ごまかしであるとも思われるけれども、一体、長官として、基本的な態度はいずれをとりたれているのか、明らかにされたいのであります。(拍手)

次に、自衛隊機と民間機との無線の波長の相違についてであります。なぜ短波の波長が航空自衛隊機と民間旅客機と異なっておるのであります。波長が違わなければならない、コントロール・タワーからの指示は、民間機に対するものは自衛隊機にわからない、自衛隊機に対するものは民間機にはわかっておりません。全体の飛行機にわかる統一した電波を使用していたらば、こ

のような事故は未然に防止できたと思われるが、その点、なぜ改善しなかったのか、どうしてそのような措置がとられなかったのか、この点、お伺いをいたしたいと思っております。最後に、橋樑運輸大臣にお尋ねいたします。

まず第一に、小牧空港の管制官の空港管理の問題であります。承りますと、当日は暗かったから視界がきかなく、全日空機がどこにいるかわからなかった、多分誘導路に入ってしまったのだらうと思つたというような管制官の話が伝わっておりますけれども、暗夜といえども、管制官は、その指示に必要な諸条件は完全に掌握し、確認できるはずのものでなければならぬと思つておりますが、何か具体的な機械施設において欠陥があったのではございませんか。

第二に、源田空将も指摘されているところですが、なぜ、全日空機に対し、着陸後、滑走路でUターンの指令をしたのであるか。全長二千七百四十メートル、日本では最も優秀な滑走路を持つ小牧飛行場にしては、ターミナルに至る誘導路のつけ方が非科学的であり、非合理的になされているためではないのか、われわれもまた、この点、不審にたえないのであります。なお、この点に関連して、小牧空港の拡張はまだ残っているように聞いて

ておりますが、今後いかにする所存であるか、あわせて伺いたたいのであります。

第三に、管制用語の問題であります。指令は英語をもって行ない、時には日本語を使うとも聞いておりますが、英語ではびびりたりこないと同時に、聞き違いもまた生じやすいのでございませぬ。なおさら、日本語、英語の混合使用では、弊害こそあれ、利するものはないと考へます。この際、管制用語は日本語に統一すべきであると考へますが、運輸大臣の見解はいかがでありますか。

第四は、管制官の素質向上と労働条件の問題であります。管制官は航空局から自衛隊に取り上げようという動きの強い中で今回発生しました事故が、見習管制官のミスという、常識上あり得るべからざる原因によって発生したことは、今後管制権を運輸省のもとに置くべきであるという、われわれ国民の希望に暗い影をさしたものと考へるのであります。航空交通管制がいかにあるべきかという基本問題は、この際、技術的にも組織的にも徹底的に検討し、航空運輸の発展に努めなければならぬと信じます。その意味におきまして、管制官の質的向上をはかるとともに、常時緊張と不規則な生活に心身をすり減らしている管制官の保護のために十分意を用いるところがなくてはならないと思つております。小

牧空港の管制官は四人一組でありまして、七時三十分から十三時三十分までの者と、十三時から十九時までの者と、それに十八時三十分から翌朝八時三十分までの三交代制であります。徹夜しても仮眠も許されないという勤務制度は、おそらく、管制官にとっては死の苦しみでありましよう。(拍手)運輸大臣はすみやかにこの人たちの待遇を改善する必要があると思つておりますが、お考えのほどを承りたいのであります。(拍手)

世間では、このたびの事故を目しまして、役に立たぬ戦闘機で役に立つ旅客機をこわすとは何事かと非難を浴びせているのであります。(拍手)私たちが、この国民の声に耳をそむけることはできません。

以上、私は、今回の大惨事を契機とし、政府は真剣に施策を改め、災いを転じて福となすよう反省、善処されることを要望しまして、質問を終わる次第であります。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇〕

○国務大臣(岸信介君) お答えをいたします。

今回の小牧飛行場における事故は、まことに遺憾でございます。この事故によつて犠牲を受けられた方に対して心から弔意を表するとともに、原因を徹底的に追及して、二度とかくのごとき事故を起こさないように処置しなければならぬという太田君の御意見に

は、私、心から全然同様に考へております。

飛行場の共用問題についての御質問であります。理想的に申しまして、これの共用を廃止することは、私は望ましいと思つております。ただ、遺憾ながら、わが国の現状から見まして、用地の取得やあるいは予算の点からの困難がありまして、ある程度の共用もやむを得ないと思つております。この場合において、共用することが必然的に危険をもたらすというようには考へられないのであります。この点に関連しましては、航空交通管制その他の点におきまして、危険防止の点について万全を期すべきものであると考へます。

共用する場合に、民間機に対して自衛隊機を優先して使用せしめておるじやないかという御質問でありました。自衛隊機が優先するということのようなことは絶対に考へておりません。今回の原因は航空交通管制の問題に関連して、現在原因を追及しております。まだ確定的の原因をここで明確に申し上げることはできませんが、今日までのところにおきまして、航空管制上において遺憾な点があったのではないかと、こつこつに考へられるのであります。こつこつに考へられるのであります。この点につきましては、十分さうらに原因を明確に検討し、これに対する処置を明確にきめて参りたいと思つております。

昭和三十五年三月十八日 衆議院會議録第十三号

小牧飛行場における自衛隊機、全日空機の衝突事件に關する三郎君の緊急質問

全日空機衝突事件に關する田一夫君の緊急質問

全日空機衝突事件に關する塚本三郎君の緊急質問

一三四

國家補償の問題についての御質問でございますが、今回の原因は、まだはっきりしたことは申し上げられませんが、大体において、全日空の方の原因ではないように考えられます。従つて、國家として、法律の許す限りにおいて、できるだけの弔慰や補償をすべきものだと考えております。

〔國務大臣赤城宗徳君登壇〕  
○國務大臣(赤城宗徳君) このたびの事故に対しては、まことに遺憾でございます。まして、犠牲者に対して心からお悔やみ申し上げます。

御質問の第一であります。飛行場を民間から取り上げておるのじやないか、ごういふことであります。そういうことは全然ございません。

第二に、飛行場を都心から外の方に移したらいではないか。これはどうもどうもございまして、そういうふうに移したいと考えておりますが、何しろ、日本の地理的状況や経済的關係で、それを十分にやるといふわけにいかないのは、まことに遺憾でございます。そこで、現在の状況といたしましては、共用もやむを得ない、ごう考えております。ただ、このたびの事故、その他諸外國の事故等をよく検討いたしましたも、管制に万全を期すことによつて相当事故は防ぐことができると考えます。一そこのために努力をいたしたいと思ひます。

それから、飛行基地の獲得に、民間の共用といふか、民間も入つてくるというところで、たとえば、小牧のような場合に、そういうことをやっておるのではないかとごういふことであります。これも御指摘と違つております。そういうことはいたしておりません。

それから、波長が今度の場合も違つておりました。全日空の飛行機に対する波長と自衛隊機に対する波長が違つておりましたので、その連絡が十分でなかつたのじやないか、これを統一したかどうか、ごういふことであります。

これは飛行機上に無線機を備えておられますが、自衛隊機に備えておられるのは、その使用の目的から、多数のチャネルのUHFというのが有利でありますので、これを一般のVHF、ごういふことにするのは非常に困難であります。そういうことであります。

で、やはり、波長といたしましては、自衛隊ではUHFの方を採用するといふことに相なつておりますので、この点は、ごういふことで御了承願ひいたします。

〔國務大臣橋本渡君登壇〕  
○國務大臣(橋本渡君) 今回の小牧の衝突事件は、主管大臣といたしまして、まことに責任の重大を感じておるものであります。今回のこの衝突事件を契機といたしまして、抜本的な方策を立てたいと思つておるような次第であります。従ひまして、今お尋ねに

なりました点であります。管制官が誤認をしたというところは、今のところ、間違いない事実のようでありまして、現在、検査当局において逮捕されておられます。いかにいふと、ローダー等によつて調べました結果、やはり、その点に誤認があつたということが明らかになつておるのであります。従ひまして、その点につきましても、Uターンの点をどうして命じたかという点であります。これは、おそれなく、管制官が、むしろUターンさせた方がいいと誤認した形跡があるのであります。この点も、肉眼をもつて見てやつておるいろいろな關係等があると思われまふ。また今申されました、おそれなく、心理的には、ジェット機を早く立たせたい、ジェット機があまり地上におることは燃料を食うから困るといふことを感じたような次第であらうと思つておられます。

第三番目に、英語をもつておるというところはどうかというお話であります。原則的には、国際空港等の關係がございまして、昨年の七月から管制権をこちらへ移譲を受けましてから英語をもつてやつておられますけれども、場合に依つては日本語をもつて回答を与えておられます。併用の問題は、やはり、研究すべき問題として、今日これを研究させておられます。併用の問題について、ぜひ取り上げてみたいと思つておるような次第であります。

なお、管制官の待遇の問題は御指摘の通りでありまして、この重要な空の管制官が、今日のような待遇なり、あまいう精神的過勞によつてやるというところは、まことにこれは受当でない、今回の災害を契機といたしまして、管制制度に対する根本的な問題を取り上げて解決したいと思ひます。

昨日、運輸省の中におきまして、昨日、運輸省を中心として、この問題の善後措置並びにこれらの災害が起らないような抜本的な方策を今樹立しつつあるような次第であります。

全日空機衝突事件に關する緊急質問  
〔塚本三郎君提出〕  
○議長(清瀬一郎君) 次に、全日空機衝突事件に關する緊急質問を許可いたします。塚本三郎君。  
〔塚本三郎君登壇〕  
○塚本三郎君 私は、民主社会党を代表しまして、一昨十六日小牧市名古屋空港滑走路における自衛隊機と全日空機との衝突事故について質問をいたさんとするものであります。

この事故は、全日空機が満員の三十名を乗せて、南から北に向かつて滑走路の北方でUターンして誘導路へ向かおうとしたところへ、離陸すため同一滑走路を走つてきたジェット機と正面衝突したものであります。事故の犠牲者各位に対しては心から哀悼の意を表するとともに、負傷者各位に対しては一刻も早く全快されるよう心から祈つて、このような事故の根絶を期するために、次の數点について質問を試みんとするものであります。

(拍手)  
小牧空港は、一昨年九月、米軍から返還されたもので、その半年前から三空団が移駐し、運輸省の管制下のもとで自衛隊と民間が共用して、事故を危ぶまれながらも、これまで事故はなかつたと新聞は伝えており、あつても、事故があることはすでに予想されていたかに受け取れる節が多々あるのであります。

その第一の理由は、民間機と軍用機とは、その使用目的が全く異なるにかかわらず、同一飛行場で、しかも、同一滑走路を常時使用することは、便宜的とはいへ、あまりにも無謀であつたといわなければなりません。(拍手)時速一千キロをこえる最新式ジェット戦闘機ノース・アメリカンF86と、わずか二百五十キロの老朽ダグラスDC3型機が同一滑走路から常時発着していることは、われわれしろうとの考えからしても、危険の上にもないと思つておられます。最近、わが国航空自衛隊の機數が増加するに比例して、訓練の回數も増加し、おのずから飛行場の不足を来たし、そのことが民間空港へとしわ寄せされ、軍用基地が主となつて、民間の空港が従となりつつある傾向は、否定できないのであります。

位に対しては一刻も早く全快されるよう心から祈つて、このような事故の根絶を期するために、次の數点について質問を試みんとするものであります。

位に対しては一刻も早く全快されるよう心から祈つて、このような事故の根絶を期するために、次の數点について質問を試みんとするものであります。

(拍手)たとえば、小牧のごときも、その発着回数が民間機二十回に対して自衛隊機が約百六十回と、実にその数八倍と新聞は伝えております。そののみか、羽田空港でさえも、最近、自衛隊の飛行機が割り込んできて、民間機の発着に支障を来たしているといわれるではありませんか。さらに、ジェット機は、その速度とガソリンの大量消費という立場からして、滞空のための最低速度百八十ノット、すなわち、約二百五十キロでありまして、その速度は全日空の最高速度とひとしく、それよりおそれれば飛行することができぬという性能であります。かくして、一秒のむだも許さない高速のジェット機が、着陸を待つために飛行場の上でぐるぐる回るといふのなきな芸当はやれないのでありまして、共用の場合、民間空港でありながら、必然的に軍用優先とならざるを得ないのであります。飛行場が足りないからとの理由で、今後とも、このような危険をおもひ統けていかれるお考えかどうか。航空法の改正により管制官に対する運輸省と防衛庁との円滑なる連絡のみでは決して解決し得る問題ではないと信じますが、総理のお考えはいかがでありますか。ただいま、総理は、原因を徹底的に追及すると述べられました。が、原因ははつきりとわかつておるのではありません。共用を廃止する以外にならぬと思ふが、いかがでありますか。

か。(拍手)管制に万全を期するといふだけでは問題の解決にはならないと思ふのであります。次に、都市周辺の軍事基地に対する問題であります。今回小牧空港に起き

た事故の直接の原因はともかくといいたしまして、名古屋市という大都会に接する空港は、当然、人員の輸送がその使命として必要とされるものであります。自衛隊機が高性能であればあるほど、事故を起す危険率は高く、さらに、異常な爆音を伴い、さらに発着訓練を主とする基地として共用することは絶対に避けるべきでありまして、都市周辺の空港は今後民間のみとして、特殊の使命を目的とする軍用機の使用は、都市をはるかに離れた飛行場に移すべきであると考えております。

速度、航続距離の関係から、ジェット機優先の基本原則がきまっております。で、着陸寸前の民間機が、突然着陸が不可能となつて、二十分、三十分と飛行場上空を旋回して、ジェット機の着陸に順位を譲つた例もあるといふことであるが、一人で操縦するジェット飛行機が大切な、三十人の旅客全員の生命を預かる全日空機が大切な、判断してほしいと、現場で民間機と自衛隊機の感情的対立のあつたことを、はたして担当大臣は御存じでございますか。一日平均、民間機約二十回に対して自衛隊機百六十回の発着は、小牧空港の性格が軍用飛行場ではないかと疑

われても仕方がないのでありまして、航空局内部でも問題になつていられるが、これをどう解決されるお考えか、運輸大臣のお答えを願ひたいのであります。

次に、今回の事故は、管制官が誤つた指示を出したためと関係当局は断定されたようでありまして、当の管制官は、任官して一年半足らずの、正式資格を持たない練習生だつた、と運輸当局の手落ちを認めているようでありまして、きわめて重大な業務に關し、当小牧空港は誘導路に誘導燈がついていないので、滑走路をUターンせしめるといふ、きわめて危険な運用をして

いる上に、さらに、北側の川にふたをする工事をしていられるという悪条件が重なつてのものとお説明されていられるのでありまして、かくのごとき悪条件の重なつている中を、正式資格のない管制官にまかせたこと自体に問題があり、大きな手落ちがあると思ふが、いかがでありますか。(拍手)管制官は、その能力において、およそ短大程度程度の英語能力を有し、その上、六カ月の研修を積み、さらに九カ月の実習を終えて、初めてその実務につくと、高度の技術と、注意力と、精神力と、さらに経験等を要求しているにかかわらず、その待遇及び給与に至つては、一般公務員と何ら異なることなく、国際的業務でありながら、世界各国に比してきわめて低い給与であるのみならず、その手当たるや、何と一時間十円であり、さらに、それさえも本三十五年度は八円にと割り取らんとおられると聞いておるのであります。そのことは、ひとり管制官の職責に対する問題といふよりも、運輸・大蔵両当局者のこの職責に対する認識の浅さを物語つていられるといわなければならぬのであります。(拍手)この事故が起るや、全国の管制官は異常な精神的ショックを受けたと聞いていますが、これらの管制官が勇気を出して職責に自信を持ち得るための処置を講ずる必要がありはしないか、この点、加えてお尋ねしておきたいのであります。

(拍手) 次に、犠牲者に対して、全日空は、事故に対する直接の責任がないにかかわらず、いち早く見舞いの処置を講じて誠意のほどを示したと伝えられているのであります。しかし、遺憾ながら、事故の直接の責任者である運輸省及び防衛庁が、いまだにこれに対して何らの手段を講じたと聞いておられません。直接の責任当局は格別の弔意を表すべきであると思ふが、一言お聞きしておきたいと思ひます。

最後に、科学の進歩と比例して、航空機の利用者は年とともに増加し、国内線の利用者も当然並行して増加しつつあるのであります。しかるに、全日空は、不運とはいえ、その事故がたび重なつております。空の旅は全日空のみに依存するわれわれ中東地区の住民は、何かしら心さびしい気持をぬぐい去ることはできないのであります。被害者の親が、飛行機だけは乗るではないと、出発にあたって注意をしておいたと伝えられるが、この気持は、遺憾ながら、全日空を利用する者の偽らざる心理であります。今回の事故は、全日空にはもちろん何らかかわりないものといつたしましても、航空事業の発展とスピード化の時代に備えて、国内線には何か一本くぎの抜けたような不安がいたすのであります。これが育成と安全化のため、利用者の不安をぬぐうために、責任大臣の御決意のほどを伺つて、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣(岸信介)答へ〕 今回の事故に

かんがみて、同一飛行場を民間航空機と自衛隊の航空機とが共用するといふことは非常な危険を伴ふことであつて、これを廃止すべきではないかという御意見でございます。先ほどもお答え申し上げましたように、理想としては、共用は望ましくないとはいへないと思ひます。しかしながら、この共

用は、原因をはつきりとわかつておるのではありません。共用を廃止する以外にならぬと思ふが、いかがでありますか。

か。(拍手)管制に万全を期するといふだけでは問題の解決にはならないと思ふのであります。次に、都市周辺の軍事基地に対する問題であります。今回小牧空港に起き

た事故の直接の原因はともかくといいたしまして、名古屋市という大都会に接する空港は、当然、人員の輸送がその使命として必要とされるものであります。自衛隊機が高性能であればあるほど、事故を起す危険率は高く、さらに、異常な爆音を伴い、さらに発着訓練を主とする基地として共用することは絶対に避けるべきでありまして、都市周辺の空港は今後民間のみとして、特殊の使命を目的とする軍用機の使用は、都市をはるかに離れた飛行場に移すべきであると考えております。

速度、航続距離の関係から、ジェット機優先の基本原則がきまっております。で、着陸寸前の民間機が、突然着陸が不可能となつて、二十分、三十分と飛行場上空を旋回して、ジェット機の着陸に順位を譲つた例もあるといふことであるが、一人で操縦するジェット飛行機が大切な、三十人の旅客全員の生命を預かる全日空機が大切な、判断してほしいと、現場で民間機と自衛隊機の感情的対立のあつたことを、はたして担当大臣は御存じでございますか。一日平均、民間機約二十回に対して自衛隊機百六十回の発着は、小牧空港の性格が軍用飛行場ではないかと疑

用から生ずる危険をいかにして防止するかという点に關しまして、いろいろな点で今度の事故が教訓を与えておると思ひます。これを徹底的に究明しまして、将来に対して万全の措置を講ずるよう、政府としては真剣に検討して対策を立てるつもりでございます。

〔國務大臣橋樑渡君登壇〕

○國務大臣(橋樑渡君) ただいまの塚本さんの質問であります、ジェット機の点は、御存じのように、やはり、非常なスピードがありますし、民間航空の輸送機はそれと比較にならない点があるものでありますから、危険が非常に伴うことは、全くお説の通りであるのであります。従つて、理想的に申せば、民間航空と、ことにジェット機時代の自衛隊の航空機とを分離してやるということが、私は民間航空の主管大臣としては望ましいことであります。そして、そういう線に沿つて努力をしたいと思つておりますけれども、ただいま總理も申されたような諸事情等もあつて、今日に至つておるような次第であります。しかし、管制上の問題は、十分に、自衛隊、ことに防衛庁長官と協議をいたしまして、いろいろうな問違ひがないように、また、将来の理想をいたしましては、一元化する方向へ次第に持つていくということに努力いたしたいと思つて次第であります。

また、待遇の問題は、先般もお答えいたしました。管制官の待遇といふものは、他から見ますと驚くべき精神的な労働でありまして、しかも、狭い建物の中で非常な努力をしてやつておる等のこともありますので、この機会に、どうしても、根本的に、管制官の待遇、精神的なゆとりのあるような物的な方向についても裏づけをするということが必要である、一方に、やはり、科学的にもつと掘り下げて研究する必要があるというわけで、運輸省の中に、昨日、次官を長といたしました委員を作りまして、この点を急速に解決いたしたい、また、大蔵当局その他の関係方面にもお願いを申したいと思つておるような次第であります。

なお、弔慰金の問題は、今事件等が明白になれば、さいぜんもお答えいたしましたように、國家の責任があれば、國家がこの責任をとることは当然であると思つておりますが、とりあえず、運輸大臣といたしまして、昨日、政務次官等をおこりにやりました、御慰問その他を申し上げておるのであります。また、弔慰金の問題等も問題が明らかになれば、できるだけ早く解決いたしたいと思つております。

なお、今回の事故につきまして、全日空が、非常に不運と申しますか、問題になりましたが、今回の事件に關しましては、全日空側は責任がないと見られるのであります。この点は、むしろ、全日空に対してお気の毒に存じておるような次第であります。同社が、一昨年の八月、事故にあひましてからは、極力航空機の安全性の確保等に努力せられまして、機材の整備あるいは要員の確保等に全力をあげておるような次第で、その業績は見るべきものがあると思つておる、政府といたしましては、事故の起こらざるよう、全日空に對しまして一段と指導いたしたいと思つて次第であります。

〔拍手〕

○議長(清瀬一郎君) これをもつて緊急質問は終わりました。

自治庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(清瀬一郎君) この際、議院運営委員会の決定により、内閣提出、自治庁設置法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。國務大臣石原幹市郎君。

〔國務大臣石原幹市郎君登壇〕

○國務大臣(石原幹市郎君) 自治庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と要旨を御説明申し上げます。

申し上げるまでもなく、地方自治は民主政治の基盤でありまして、その健全な発達をはかることは、わが國民主政治の根柢をつちかゆえんであると存じます。しこうして、地方公共団体

は、その本来の公共事務を処理するほかに、國の行政もその大半は地方公共団体の手を通じて行なわれ、國税及び地方税を合わせた租税總額の六割以上は、これらの行政を遂行するために、地方公共団体の責任で使用してゐるのであります。地方財政の規模は國家財政に比肩する大きさを持つておるのであります。このように、地方自治はまことに重要な役割を果たしており、その伸張と運営のいかんは、國政の上にもきわめて重大な關係を持つておるのであります。従ひまして、中央各省と地方公共団体との間の連絡協調を一そう緊密にし、國政と地方自治との調和を保つて、地方自治の健全な発達と國政の適切な遂行をはかることがさ

こぶる緊要でありまして、これがためには、地方自治に關する行政を担当する國の行政機関として、現在のような總理府の外局では適當とは認めがたく、責任ある一省を設けることが必要であると存するのであります。

また、消防行政につきましては、その重要性にかんがみ、かねてその強化充実をはかる必要が痛感されておるのであります。現在、これをつかさどる國家消防本部は、國の行政組織上の地位が明確でないのであります。自治体消防の本質とその地方公共団体の一般行政との深い関連にかんがみ、これを地方自治を所掌する責任者に統合し、その責任体制を確立することが、

消防行政を伸張させるゆえんであると考へられるのであります。これがため、自治庁に國家消防本部を統合して自治省を設け、國家消防本部はその外局としよとすものであります。

以下、本法案の内容について御説明申し上げます。

第一は、自治庁設置法を改めて、自治庁を自治省とし、國家消防本部をこれに統合して、自治省の外局として消防庁を置こうとするものであります。自治省の権限は、現行の自治庁及び國家消防本部のままであります。また、省の設置に伴ひ、従来、内閣總理大臣の権限に屬していた事務が自治大臣の権限に移ることになりますので、これがため必要な条文の整理を行なうことといたしました。なお、消防庁の組織、所管事務及び権限は、従前の通り、消防組織法の定めるところによるものといいたしたのであります。

第二は、自治省の機構につきましては、内閣部局はすべて現在の自治庁のままとし、付屬機關として、従来の自治庁の付屬機關のほかに、これまで總理府の付屬機關であつた奄美群島復興審議會を移管し、自治省を置くことといたしましたのであります。

第三は、自治省の設置に伴ひ、職員引継ぎ、その他、従前の処分等に関する経過措置を定めるとともに、關係法律の整理を行なうことといたしましたのであります。



以上が自治庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨でございます。(拍手)

自治庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(清瀬一郎君) ただいまの趣旨の説明に対しまして、質疑の通告があります。順次これを許します。佐野憲治君。

〔佐野憲治君登壇〕

○佐野憲治君 私、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま御説明になりました自治庁設置法の一部を改正する法律案に対し、若干の質疑を行なわんとするものであります。(拍手)

本法案は、現在の自治庁に国家消防本部を加え、自治省に昇格せしめんとするもので、形式的にこれを見ますれば、きわめて単純な行政機構の一変革にすぎないのであります。しかしながら、国民の多くは、この法案が意図する目的は一体どこにあるのかと、深い疑惑を抱いているのであります。(拍手) 真のねらいは、政府が当面している貿易の自由化、再軍備増強など、重大政策の実現にあたって、これに際する行政機能を合理化するため、政府が地方行政の運営に対する干渉及び支配を強化し、さらに行政的統制と監督の範囲を拡大せんとするのが、本法案のねらいであり、まさしく自治権を抑圧せん

とする法案であるという点に対して不安を抱いておるのであります。(拍手) 私は、これら国民の不安と疑惑を解明するために、この点に重点を置いて質疑を進めんとするものであります。

まず第一にお尋ねいたしたい点は、政府の行政機構改革の具体的な方針と内容についてであります。

行政機構の整備あるいはその簡素化は、かつて鳩山内閣の三大公約の一つであつたわけでありまして。自来、歴代の内閣は、常に選挙の機会のあるごとに、行政機構の改革、その決意を国民に訴えて参つておるのであります。現在に至るまで、一度も行政機構改革に対するところの全貌をお示しになつていないのであります。ですから、岸総理もしばしば国民に訴えておられますけれども、実際に行政機構を改革する決意を持つておられるのかどうか。単なる選挙のためのキャッチ・フレーズとして、中身は全くからっぽなんぞと、こつこつと流言するも国民の間に行なわれておる状態なのであります。総理及び行政管理局長官は、この機会に、岸内閣が一体どういふ行政機構の改革に対するところの審議を経てきておるか、あるいはまた、その全貌に対して、本議場を通じて明らかにしていただきたいのであります。(拍手)

政府が今まで行政機構の内容を明らかにされていらないのに、今回、突如として、自治庁本来の目的と性格を変える

おそれのある、しかも、憲法に保障されている地方自治の本旨をゆがめる重大な改正を行なわんといたしておるはなぜであるか。また、政府は、全般的な行政機構改革の構想と切り離して、この法案のみを突如として提案いたした、その理由を説明していただきたいのであります。(拍手)

第二の質問は、昭和三十一年四月二十三日、第二十四国会におきまして、政府から内政省設置法案が提案されておるのであります。これに対する関連性についてお尋ねしたいわけでありまして、内政省設置法案は、自治庁と建設省の全部局を包括するところの法案であつたのであります。しかも、その上に警察行政を加へまして、戦前の内務省を復活せんとする意図のあつたことは、明らかな事実であります。それゆゑにこそ、世論はあげてこの法案に反対を唱へ、衆議院もまた、政府や一部与党幹部の強引な横車を退けまして、二十六、二十七国会におきましてはそれぞれ継続審議と相なり、ついに二十八国会におきまして廃案に歸したのであります。しかるに、今回、自治庁設置法の一部を改正する法律案として、名称を変えてここに提案になつたのであります。さきの国会における世論の動向や野党の勧告をくみとつたとき表裏をこらして、慎重な配慮を加へ、現在の自治庁を自治省に昇格させ、消防庁を外局として置くことにな

たしておりますが、政府の意図する方向は、内政省設置の場合と同じものであるのかどうか。総理及び行政管理局長官から、この両法案のそれぞれの目的並びに相違点につきまして、率直に述べていただきたいのであります。

第三の質問は、私は、自治省への昇格より、むしろ、窮迫している地方行政問題の解決こそ政府の責任であると思うのであります。(拍手) 地方行政の現況と問題点について、二、三お尋ねしたいと思つてあります。

その一つは、地方財政計画についてであります。政府は、一カ年間に於ける地方公共団体の収入及び支出の見込表を作成いたしまして、地方財政の計画的な運営を確保する手段とし、さらに地方財政については、国が最終的責任を負つておることを明らかにするた

めに、国会にこれを提案し、一般国民にもこれを公表いたしておるのであります。しかしながら、ここ数年間におきまして、常に、この地方財政計画とその決算の間に大きな狂いを来たしておるのであります。たとへば、三十二年度では、歳入において二千四百六十六億円、歳出におきましては一千七百八十五億円の狂いが出ておるのであります。昭和三十三年度でも、歳入におきましては二千九百五十六億円、歳出におきましては二千二百億円と、計画を大きく上回つておるわけでありまして、ちろん、地方財政計画と決算とが相違

することは、地方財政計画の性格から見ますならば、あるいはやむを得ない面もあるでありますが、一カ年間に於ける計画と決算が二千億円の差違つておる、こつこつと原因につきましては、私は、真剣に考えなければならぬ問題点を含んでおると思つておる。自治庁長官は、この狂いは何によつてできて参つておるか、この点につきまして、その見解を述べていただきたいのであります。地方計画が

このように狂いを来たしては、いけません。一、二カ年間に於ける計画と決算とが、この計画を国会に提出する、一般国民にこれを公表する、地方自治団体が財政の計画的な運営を確保するには、何らの役に立たない表となつてしまつておる。私は、このような原因につきまして、いろいろな問題はあるでありますが、いかに、真に大きな問題として考えさせられ

ますことは、朝鮮動乱の勃発、これに伴うアメリカの対日政策の転換並びに日本政府の国内施策の転換によつて、地方行政政策もまた、これまでひたむきに進んで参りましたところの行政の民主化、地方自治の伸張から、反民主化へ、中央集権化への方向に大きく転換し始めたことが、地方財政の上におきまして、数字をもつて明らかに現われて参つたものだと考へるのであります。その二点は、行政の責任制についてでありまして、政府は、地方財政を再建

し、地方自治の健全なる発展をはかり、かつ、内政全般の総合的、能率的な運営を期することを、自治庁昇格の理由の一つに、たゞいま石原長官はあげておられるのでありますが、従来から進められておる行政の中央集権化と、地方団体に対する監督権を強化することをねらっているこの法案を、私どもは断じて許すことができないのであります。

今日、地方自治体は、国税・地方税を通ずる総額二兆一千二百七十八億円に達しておるわけであり、石原長官も述べられましたように、この二兆一千億円のうち、六二%が、実は、地方公共団体がこの仕事を実施いたしておるわけであり、いかに中央各省がその仕事を地方団体に押しつけているかということ、この数字は証明いたしておるわけでございます。たとえば、明年度の予算書の中で、中央各省の補助金の種類を調べてみますと、八百八十一の項目に分かれておるわけであり、総額は四千一百億円にも及んでおります。しかしながら、これは項、目だけであり、節に入りました、細目を見て参りますならば、驚くなかれ、一千四百三十二の種類に分かれておるわけであり、この中には、わずか一府県に五万円以下、一万五千円の補助金を与えて、国の仕事を押しつけておる、こういうのも政府の資料の中にはつきりと出て参って

おるわけであり、しかも、補助金の整理、補助金の効率化を述べておられますけれども、前年度と比較いたしますならば、四十八の種類が逆にふえて参っております。その金額は六百億円にもなっております。

今日における地方行政の運営の中に、戦争前よりもなおさら強い中央集権化が現われて参っておりますことは、私が今ここで例をあげて説明するまでもなく、現在の東京都におきまして、全国の道府県の事務所が設けられております。幾多の職員がここに常駐しておることを通じて見て参りまして、このことを雄弁に物語っておるものと考えるのであります。

一面、地方財政計画による歳出の面を見て参りまして、一兆五千三百八十一億円と明年度は見込んでおるわけであり、そのうち、法律上、事実上、どうしても県や市町村役場が使わねばならない経費は、給与費の六千億円、国庫補助の伴う一般行政費一千四百一十一億円、直轄地方負担金及び国庫補助の伴うもの三千三百六十二億円、公債費が八百四十一億円、これらを合わせますと一兆一千七百七十五億円に相なるわけであり、ですから、これらを引いてしましますと、残りはわずか二四%しか達していないのが現状であります。このうち、物件費と消耗品費に一千四百四十五億円、これを差し引きますと、わずか八%であり、ま

す。さらにその上に、町の道路、県の道路であつても、現在国が道路五カ年計画をもつて実施しているもの、あるいはまた、文教施設等の国の施策に基づくものを除きますと、県や町村が行なう公共事業は、わずか五%であります。おそろく、関係各位のお生まれになった故郷における町役場や村役場は、膨大な予算は持っておりますけれども、わずか五%の経費をもつて、子供たちのことや環境衛生のこと等をやらうとして参り得ない苦衷を、どのようにお考えになるのでありましようか。

(拍手)全く地方公共団体の行政権能を無視し、一方的に仕事を押しつけ、これが執行を監督するといふ工合に、まるで県や市町村を準禁治産者扱いにして、その機関を下請機関たらしめておる、かように申し上げても過言でなからうかと考えるのであります。(拍手)私がおそれますことは、自治庁が自治省に昇格することによって、さらにこの傾向が強化されると思つて、地方公共団体の諸君も、この法案に対して疑惑と不安と危惧を持っております。ですから、総理大臣並びに自治庁長官は、この点に対する明確なる見解を述べていただきたい、かように考えるのであります。私は、国、地方を通ずるところの事務を再配分する、国は国、県は県、市町村は市町村の受け持つ仕事を明確にするというこ

と、このことこそが、今最も必要な問題だと考えるのであります。そうすることによって、地方財政の運営に對し、地方自治体のみならずからの責任を持つようになり、こういうことが目下の急務であると考えるのであります。が、どうでありましようか。

その三点をいたしまして、税財源についても私述べてみたいと思つておるのであります。さきに申し上げましたように、あるいはまた石原長官が述べられましたように、国、地方を通ずる税金は二兆一千億円に達しておるわけであり、しかしながら、この税財源を見て参りますと、国は一兆五千四百八十八億円、実に七割一分、七二%を占めておるわけであり、ところが、県、市町村はわずか六千二百三十億円、二九%にすぎないわけであり、このために、地方団体は、七百億円に及ぶところの、税金外による、PTAの寄付金、その他の寄付金や負担金に依存いたしております、このほかに、超過課税、あるいはまた零細なる独立税を設けて、その上に、現在、地方団体は、もはや、一般会計だけでも六千億円をこえるところの起債を發行いたしておるわけであり、これらによつてようやくやりくりをしておるというの、地方自治体の陥らざる現状だと考えるのであります。(拍手)

しかも、ここに私は指摘しておかねばならないと思つておることは、わが国の地方税は、従来から特に応益原則が強調されて参つておる。地方税負担分任の精神がよく説かれて参つております。この応益原則からすれば、地方が税金を取るといふのは、地租とか、家屋税、あるいは住民税の人头割り、これらが適当なものとされておりますし、また、税の負担につきましても、国税におきましては負担能力が問題になつて参つておる。現在、所得税におきましては三十三万円、事業所得におきましては二十七万円をもって免税点としたしておるわけであり、したが、しかしながら、地方の場合におきましては、そういう税金の取り方ではなくて、地方公共団体からサービスを受けておる、これに於て取るのがよいということが、日本政府の伝統になつて参つておるのであります。この結果、封建制下におけるような古い型の課税が、いつまでも地方税に適した租税とされて、さらに、税負担の逆進性——累進ではなくて逆進性、大衆課税の性格を帯びてくるのは当然視されておる、今日の大蔵省の考え方であらうと思つておる。これは、逆に言えば、地方税における人头税的な性格、あるいは大衆課税的性格は、国が国税を優先的にこれを取り上げる、その結果として、これを合理化するために、特に地方税の場合におきましては応益原則、あるいはまた、分任の精神が説かれておる。私に



ちは問題があると考えるのであります。が、私は、窮迫した地方財政の問題を解決しようとするならば、何よりも最初に、国と地方の税財源の配分を真剣に考えなければならぬと思つております。総理のこれに対する所見を承りたいのであります。総理は、昨年から設けられた税制審議会、ここにおいて十分審議を現在願つておる、その答申を待つて検討したいと、たしかお答えになるだらうと思つてあります。しかし、もしそうであるとするならばなおさらのこと、地方自治の健全な発展のために、その答申を待つて自治庁の機構やその役割について十分に検討されるのが本筋だと考へるのであります。いかがですか、お伺いいたすわけであります。

第四点といたしましては、後進地域、未開発地域についてであります。日本の資本主義の戦後における特異なる発展と、政府の大資本育成政策の結果として、各地域における所得の格差、あるいは職業別所得の格差、各階層別における所得の格差は、毎年、年を追つて拡大いたしておるのであります。このことは、私がここに統計や数字を引き合いに出すまでもなく、政府自身の手によつて作られました資料によつても明らかな事実であります。真に、日本における民主主義の成長と、地方住民の繁栄と幸福を守る愛情と熱意があるといはしますならば、これま

でのような、資本家のために奉仕し、その犠牲を国民大衆の生活に当てるという今までの政策を大胆に転換して、後進地域の開発と、その住民の生活水準の向上、並びに、特に後進地域における地方自治体の破産状態を解決するための抜本的対策を立てるべきだと思つたが、総理及び関係閣僚の決意と、その対策をただしたいのであります。(拍手)

最後に、私は、以上述べましたように、国と地方団体、公共団体相互の連絡調整をはかり、地方自治の伸展をはかる道は、本案が意図するがごとく、自治庁の権限を拡大し、政府の監督権を拡大し、政府の監督権を強化するといふ、戦争前の中央集権的官治方式に戻すべきでないことを強く訴へたいのであります。

わが日本社会党は、自治庁を、本来地方自治体の行政事業に円滑なる援助と協力をし、自治体の要望を政府に取り次ぐ窓口であると考えておるのであります。この見地から、自治体の自主性を尊重し、その行政行動を保障するために、中央に地方審議会を設け、現在の自治庁をその事務局にすべきであると主張いたしておるのであります。私は、日本の民主化と地方分権を確立するために、この主張は最も正しい道であると確信いたしたのであります。

岸総理は、日本社会党の主張を取り入れ、本法案を撤回する意思がないか

どうかをお尋ねするとともに、さらに、私は、二十二年地方自治法が施行されました年に県議会に席を置いたものといはしまして、自來今日まで地方自治の伸張を願ひ、その成長に深い愛情を持つて見守つて参つたのであります。今日における教育と警察行政における混乱を見まして、深い悲しみと憤りを覚えるのであります。現在の教育と警察行政の正常化をはかるために、この二大行政を地方自治体に再び戻す考へがあるかどうかにつきまして、総理の見解をお尋ねいたしまして、私の質問を終わる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇〕  
○国務大臣(岸信介) 答えをいたします。行政機構改革に關して、その内容の全貌を示せといふ御質問でございます。行政機構の改革といふことは、歴代の内閣も考へておりましたし、私どももこれを真剣に考へておりました、すでに政府における行政審議会にこれを付議して、その答案の一部を得ております。また、党内にもこれに關する特別委員会を設けて、鋭意検討をいたしております。要は、行政機構をできるだけ簡素化してその能率を上げるという目標を置いて、そして、各種の行政機構を検討して、具体的な結論を得たものからこれを実施するといふ考へでございます。今回御提案申し上げてお

りますように、自治庁設置法の一部を改正して自治省を作るといふ問題につきましては、私ども、最も時宜に適したものと提案をし、御審議を願つております。次に、この案は、かつてあつた内政省設置法案、廃案になりましたけれど、どういふふうに違ふかという御質問であります。もちろん、規模、内容等が、ごらんになります通り、非常に違つておるのであります。内政省設置法におきましては、建設省や自治庁あるいはその他の北海道開発庁等々、相当膨大な規模をもつてこれを設置しようといふ考へでありまして、これに對しましては、いろいろな方面から非常な御意見があり、これを廃案にいたしましたのでございますが、今回の案は、従来の自治庁と、消防の關係の消防庁をその外局に置くといふ案でございますから、全然違つておるわけであり

ます。地方財政の健全化、地方財政の問題についてのいろいろな御質問がございました。言うまでもなく、地方財政の健全化をはかり、また、後進地域の開発をはかるということは、きわめて大事なことでございまして、この点については政府がいろいろと施策をしており、また、予算の御審議におきまして、この点を明らかにいたしておる通りであります。今後ともそういう点に特に留意する必要があると思ひます。

地方に對していろいろな補助金を出しておつて、そして、国の事務をこれに委託し、地方の自治体に非常な負担をかけているじゃないかといふお話をさせていただきます。確かにそういう一面があることも、私はいなむことはできません。従つて、補助金につきましては、できるだけ効果的な見地からこれを整理していくという必要があると思ひます。また、これがため地方の自治体の健全な発展を阻害するよ

うなことがないように考へていくべきことは当然であります。国と地方自治体との間における事務、また、御指摘になりました、特に財源の分配の問題、税関の問題等につきましては、私ども、十分国と地方との間の均衡をとり、かつ、地方の中におきまして、後進地域とそうでない地域との間の不均衡を是正していくという、健全な財源を持たして、自治体としての機能を十分に發揮せしめるようにしていくということにつきましては、私どもも同感であります。そういうよ

うな趣旨におきまして、税制調査会におきまして、税について国税、地方税を通じての検討を命じておるわけであります。ただ、御指摘になりましたように、その案を得るまでは、自治省の設置というより本案については、むしろ撤回した方がいいじゃないかといふ御意見がございましたが、私どもは

撤回する必要があると思ひます。

昭和三十五年三月十八日 衆議院會議録第十三号 自治庁設置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する佐野憲治君の質疑

そう考へておられないのであります。十分、社会党の御意見等につきまして、本案の御審議に際して御検討を願つて、そうして、これによつて、一面、大事な地方自治の健全な育成と、そうして、国と地方との關係を十分明確にしていくという点につきまして、私どもの考へておることを御検討いただくことをお願いいたしておきます。(拍手)

〔國務大臣益谷秀次君登壇〕

○國務大臣(益谷秀次君) お答え申し上げます。

今回の、ただいま提案いたしてあります案は、思いつきの案ではないのであります。すなわち、昨年、国民年金保険制度が発足いたしました、これの実施機構のために行政機構の改革をいたしました。それに次いで行なわれるものであります。すなわち、第四次行政審議会の答申に基づいて、地方行政の振興のために、中央機構の整備強化をするのが必要であるという答申があつたのであります。それに基づいて今回の提案をいたしました次第であります。

なお、二十四国会のときに提案いたしました内政省の案とどう違ふのかという御質疑がありますが、これは非常に審議が難航いたしましたので、御承知の通り、二十八国会で撤回いたしました。このときの内政省の案は、第三次の行政審議会の答申に基づいたものであります。すなわち、地方行政に関

する中央機構を設けて、そうして地方自治の発展をはかり、なお、国土の開発、建設をはからなければならぬというのであります。自治庁、建設省、北海道開発庁もそうだったと思ひます。首都圏整備委員会、あるいは南方連絡事務局でありますか、これらを総合いたしました相当大規模の機構改革であります。しかし、今回の機構改革は、第四次の行政審議会の答申に基づくものであります。御承知の通り、先ほど申しました、地方自治の発展をはかり、そうして、中央機構を整備して、強化していかねばならぬ。主として地方自治の発展というところに思ひをいたして提案したのでございます。(拍手)

〔國務大臣石原幹市郎君登壇〕

○國務大臣(石原幹市郎君) 第一の行政機構改革の問題につきましては、総理、副総理からすでにお答えがございましたので省略いたします。ただ、前回の鳩山内閣当時の提案には警察の機構を含んでおつたのではないかと、これがございまして、これは全然誤解でございます。それは含まれておりません。また、ただいまも、そういう意図は全然持っていないのでございます。

それから、地方財政計画の策定にあつて、計画と決算とがあまりにも違い過ぎるじゃないかという御指摘があつたのでございますが、これは、

御承知のように、地方財政計画は、全地方団体を通じまして作り上げるものでありまして、都道府県も市町村も一緒にして作り上げられるものであります。それから、大体平均的の数字、通常の水準の数字をあげていくのであります。特殊なものや臨時なものにはこれに載せないものであります。決算にはそれが全部現われてくる。それから都道府県を通じて市町村にいろいろ金が流れる場合に、重複しているものは、財政計画の際には省くのであります。決算にはそれが全部載つてくる。計画と決算とが非常に違ひを生ずるわけでございます。そこで、ある程度の開きはやむを得ないと思ひます。しかし、今後なおこういう問題について、開きの内容等について検討して、御期待に沿うように努力をいたしたいと思ひます。

それから、この問題は、ただいまで答へがりましたように、自治の尊重と中央、地方の連絡を緊密にしようというところで、自治権を、地方の自治を抑制したり、そういうことではないのであります。政府内部の行政機構の問題でございます。自治を押えるとかどうとかいうことは、実体的地方自治法であるとか、そういうものの改正の場合の問題となる問題ではないかと私は考へておるのでございます。

それから、地方財政には、単独の、独自のものが少ないというところは、こ

れは、御指摘の通り、直轄事業や補助事業が多くて、単独事業が少ないのであります。そこで、われわれは、できるだけ地方財源を獲得いたしまして、ことに後進地域、未開発地域には、そういうところの事業がしやすいように、できるだけ財源を配つていきたい。それには、やはり、政府部内に強力な責任機構の自治省をむしろ作つて、その発言力を大きくしていくのが、眞の地方自治尊重であり、育成ではないか、こういうことから今回の自治省を提案しておる次第でございます。大体、以上で答弁いたします。

○議長(清瀬一郎君) 門司亮君。

〔門司亮君登壇〕

○門司亮君 私は、わが党を代表いたしまして、きわめて簡単に、総理大臣に私の所信をお伺いするものでございます。

まず最初にお聞きしておきたいと思ひますことは、この法案の提出の順序であります。これは、自治庁設置法を一部改正する、こういうことになつておりますが、行政機構の明らかな改革であつて、当然これは行政管理庁からここに説明するべきものだと思ひます。ところが、これを担当大臣である自治庁の大臣から説明を受けたことを実は奇怪に感じておられて、このことは、一体どういふわけであらうか、ということになるのか、御説明を一つ先にお願ひしたいと思ひます。それから、あとは、この説明の中には、いろいろふやにいわれております。「地方自治の健全な発展と国政の適切な遂行をはかることがすこぶる重要であります。これがためには、地方自治に関する行政を担当する国の行政機関として現在のような総理府の外局では適當とは認め難く、責任ある一省を設けることが必要であると存するものであります。」、こう書いてあります。この問題は、文章をそのまま読めば別に不思議はないようですが、一体どういふわけにほんとうに責任を負おうとするのか。今の自治庁でどういふ不都合があるのか。私は、今の自治庁でも何ら不都合はないと考へる。ことに、自治庁を設置されました経過については、総理大臣もよく御存じだと思ひます。日本のかつての政治が、内務省を大本山とする、いわゆる官僚政治であつて、そうして、日本のあらゆる面に民主主義がなかつた。戦後の新しい民主主義行政を打ち立てるためには、この官吏行政を破壊することが最も喫緊な要素として、内務省が廃止されたことは、御承知の通りであります。(拍手)従つて、今日のこの自治庁の性格というものは、あくまでも地方の自治体を尊重して、いわゆる憲法の九十二條以下に書いておられますように、地方の自治体が、その自覚と責任におい

て、二方においては都道府県、市町村という団体が責任を持って行政を行なう。さらに、地方住民が、みずからの自覚と責任においてこの行政を執行するところ、二つの建前によって、今日の地方行政が打ち立てられていることは、御承知の通りであります。ところが、これに対して、これを昇格させるという意図が一体どこにあるかということをお私どもは非常に疑うのであります。もし省に昇格して、そうして、格づけといいますが、そういうものを非常に強くすることが、今日の自治行政を改革するものであるということは、私どもには考えられない。(拍手)もし、政府が、ほんとうに地方自治をわが国の民主主義政治の基盤として、そうして、福征国家を建設する最末端の最も重要な行政機構として、行政、財政ともにこれを育てていこうとする意思があるならば、この自治庁を設置されたところの趣旨を十分体して、これが内部的に完全に行なわれなければならない、私は今の制度でも何ら差しつかえないと思う。(拍手)ところが、現在は一体どうなっておるか。この法案の出ている背景にあるものは、あるいは言い過ぎかもしれませんが、どうも自治庁の大臣が伴食大臣と言われるような大臣であつては困る、やはり、これは、固

内では十分に発言のできるような、言うならば大蔵大臣のような、あるいは通産大臣のような、一つ格式のあるもの

にしないこと、どうも工合が悪かろうというふうなことが、大体この案の考え方でございせんか。(拍手)そうだといたしますと、いたすらに官僚機構だけを強くするというのであつて、地方の行政には何らのプラスにならないうことにならうと私は存じます。(拍手)この辺の事情を一つ大胆率直に御説明を願いたい、こう考えております。

それから、それ次にお聞きをしておきたいと思つたことは、ごく簡単に私申し上げますが、この法案の中に、自治省の外局として消防庁を設けるといふこととございませう。これは、現在、消防本部が国家公安委員会に所属しておることは、御承知の通りであります。ところが、国家消防本部だけを自治省の外局にして持つてくるということは、一応私はそれでよろしいかと思つたが、問題になりますのは大臣の所管であります。現在の自治庁の長官は公安委員長を兼ねられており、

ます自治庁の長官が、省になつても同じように公安委員長にもしつわられるといふことになりませうと、かつての内務省を大して変わりのないものができはしないかと思つた。従つて、この機会にはつきり聞いておきたいと思つたことは、今度かりにできるといふこと、自治庁の大臣は公安委員長を兼ねないといふ御答弁を、ここに

はつきり願いたいと思つたのでございませう。(拍手)それから、最後に、もう一つだけ、この機会に総理大臣によくお聞きをしておきたいと思つたことは、内閣の機構の中で、今、庁として持つておられるものが、この自治庁と防衛庁がございませう。そうすると、この自治庁が省になるといふことは、あるいは現在の防衛庁が国防省というふうな名前になつて、日本の軍国主義がもう一べん復活するのじゃないかといふ、国民は危惧を持つておると考へる。そういうことは断じてないといふ御答弁がございませう。この際一つはつきりしておいていただきたいと思つた。

(拍手)その他のことにつきましては、いざれ委員会その他で御質問を申し上げますので、以上三点について、総理大臣から明確に御答弁を願いたいと思つた。(拍手)

〔国務大臣(岸信介君) 御質問にお答えします。〕  
○国務大臣(岸信介君) 御質問にお答えします。  
本案の提案を自治庁からやつておつて、行政管理庁からやらないのはどういふわけだ、こういうこととございませうが、自治庁設置法の一部改正の形をとつておられますから、自治庁から提案するのが適當と考へておるのであります。

は、すでに先ほど自治庁長官から本案を提出しました理由を説明し、ただいま門司委員がお読み上げになりました通りの理由に基づいて出しておるわけとございませう。問題は、こういう国の行政機構を改正することが地方自治そのものの内容とは関係ないじゃないか、要は、地方自治という自治団体を健全に育て上げ、自治体のやる自治行政というものを充実し、円満にやつていくということが目的じゃないかといふお話とございませう。私は、その御趣旨につきましては少しも異存はございませぬ。日本の自治体の現状を見ますと、この自治体を健全に育て、また、その間において非常に格差が生じておることも、御承知の通りであります。これらの間の均衡をとつて全体が発展していく、その機能を十分に發揮せしめていくためには、国家行政の上における自治行政というものがやはり振興してこなければならぬと思つた。

いろいろな財政の上から申しましたも、国家から相當な補助もしなければならぬし、これに対して援助も立てなければならぬ。また、地方の開発、後進地域の開発というふうなもの、計画を立て、その計画を推進するといふようなことにおきまして、国の行政が必ずやらなければならぬことは、御承知の通りであります。そういう意味におきまして、国における自治行政を施していく上において、責任ある大臣と

第二に、本案の必要はどこにあるのだといふ御質問とございませう。その点

いふものを明確に置いて、その責任においてやるということが、われわれが究極の目標としておる地方自治の内容を充実するゆえんになる、かように考へておる次第であります。

公安委員長との兼任の問題につきましては、私は、政府として、これを兼任するとか兼任しないとか考へるものではなくして、そのときの内閣が、人間的に最も適任であるといふ人を選ばれに命ずるといふことを考へていくべきである、こう思つた。

また、そのことが、防衛庁を国防省にするといふことの前提ではないかといふ御質問であります。防衛庁を国防省にするには、全然この問題とは関係ございません。別個の見地からこれは検討するべき問題であると思つた。

昭和三十五年三月十八日 衆議院会議録第十三号 自治庁設置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する門司亮君の質疑 臨時受託調査特別会計法を廃止する法律案外二案 二四一

案、日程第二、経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案、日程第三、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

臨時受託調達特別会計法を廃止する法律案

右  
国会に提出する。

昭和三十五年二月一日

内閣総理大臣 岸 信介

臨時受託調達特別会計法を廃止する法律

臨時受託調達特別会計法（昭和三十二年法律第八十六号）は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 臨時受託調達特別会計の昭和三十四年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際、臨時受託調達特別会計に属する権利及び義務は、一般会計に帰属するものとする。

4 臨時受託調達特別会計の昭和三十四年度の歳出予算における調達契約支払金の金額について、財政法（昭和二十二年法律第三十四

号）第十四条の三又は第四十二条の規定に基づき翌年度に繰り越して使用する必要があるときは、その使用は、一般会計において行なうものとする。

5 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を削る。

附則第七項中「調達を行い、並びに受託調達契約を履行するため

必要な契約の締結、検査その他の事務を長官の定めるところにより実施する。」を「調達を行なう。」に改め、同項を附則第六項とし、附則第八項以下を一項ずつ繰り上げる。

6 この法律の施行前に締結した改正前の防衛庁設置法附則第六項第一号に規定する受託調達契約の実施に關する防衛庁の権限及び調達実施本部の行なう事務については、なお従前の例による。

理由

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づき日本国政府に無償で譲渡される予定の艦船の受託調達契約の実施に關する事務が終了する段階に至つたので、臨時受託調達特別会計を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案

右  
国会に提出する。

昭和三十五年一月二十九日

内閣総理大臣 岸 信介

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律

政府は、条約その他の国際約束に基づき経済及び技術協力のため必要な物品を、外国政府若しくはその機関又は国際連合若しくはその専門機関に対して譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

経済及び技術協力のため必要な物品を外国政府等に譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

右  
国会に提出する。

昭和三十五年二月二十四日

内閣総理大臣 岸 信介

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律

補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十九年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「昭和三十五年三月三十一日」を「昭和三十六年三月三十一日」に、「昭和三十四年度分」を「昭和三十五年度分」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「昭和三十四年度」を「昭和三十五年度」に改める。

理由

補助金等に関する昭和三十四年度までの特例の措置を、昭和三十五年度においても、引き続き講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を求めます。大蔵委員長植木庚子郎君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔植木庚子郎君登壇〕

○植木庚子郎君 ただいま議題となりました臨時受託調達特別会計法を廃止する法律案外二法律案について、大蔵

委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

まず、臨時受託調達特別会計法を廃止する法律案について申し上げます。

臨時受託調達特別会計と申しますのは、日米間の相互防衛援助協定、すなわち、いわゆるM S A協定に基づきまして、米政府がその対日軍事援助計画の一環として、二千三百トン級の警備艦二隻を日本国内で調達し、それをわが国に無償で譲渡することとなりましたので、その受託調達契約の実施に關する経理を明らかにするため、昭和三十二年設けられた特別会計であります。

ところが、このたび、本昭和三十四年度中に右の二艦船の建造と引き渡しを終了する段階となりましたので、本年度限りでこの特別会計を廃止いたしますとともに、本会計に關する権利義務を一般会計に帰属させる等、特別会計の廃止に伴い必要な経過規定を設けようとするのが、この法律案の内容であります。

本案は、去る二月一日大蔵委員会に付託となりまして、審議の結果、三月十五日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

次に、経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、政府が、経済及び技術協力のため設置いたします海外技術センター等で必要な物品を、外国政府または国際連合等に対して無償または時価よりも低い対価で譲渡することができるところとして、国に所有する物品を時価によらないで処分する場合は、財政法第九条の規定により、法律に基づくことを要しますので、この法律案が提出せられた次第であります。

本案は、去る一月二十九日日本委員会に付託せられ、慎重に審議いたしましたところ、昨十七日、各派共同による修正案が提出せられました。

修正の趣旨は、本則中の「外国政府」なる用語は、日本政府以外のすべての国の政府を意味するため、広範に過ぎて適当でなく、提出者たる政府の意図も、開発途上にある外国の政府を意味してありますので、「外国政府」とある部分を「開発途上にある外国の政府」と改めようとするものであります。

次いで、本法律案及び修正案について質疑を終了し、直ちに採決を行ないましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はそれぞれ全会一致をもって可決となり、すなわち、修正議決をいたしました次第でございます。

最後に、補助金等の臨時特例等に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、補助金等の整理合理化の一環として、昭和二十九年年度以降

昭和三十四年度まで毎年度実施して参りました特例措置を、引き続き昭和三十一年度においてもこれを踏襲することとし、その有効期限を、三十六年三月三十一日までさらに一年間延長することとしたのであります。

なお、漁船損害補償法並びに外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法に基づく補助金につきましては、別途国会に提出せられております漁船損害補償法の一部を改正する法律案並びに外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案によりまして、それぞれ本特例法の趣旨にのつとつた実体法の改正を行ない、その改正規定の施行と同時に、本法中の当該規定を削除することとなっておりますので、この点、つけ加えて申し上げます。

本案は、去る二月二十四日大蔵委員会に付託となりまして、外航船舶の利子補給及び補助金行政の実態等について質疑があり、その他審議の結果、三月十七日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、起立多数をもって原案の通り可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案に対する修正案

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案の一部を次のように修正する。

本則中「外国政府」を「開発途上にある外国の政府」に改める。

○議長(清瀬一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一及び第二の両案を一括して採決いたします。

日程第一の委員長の報告は可決、第二の委員長の報告は修正であります。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第三を採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。よって、本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

日程第四 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動

議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第四とともに、内閣提出、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案を追加して両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第四、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

昭和三十五年二月十五日

内閣総理大臣 岸 信介

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律

公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第五十条「十五億円」を「十八億円」に改める。

第四十条第三号中「第十九条」の下に「及び附則第九項」を加える。

附則中第九項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の一項を加える。

(農林漁業金融公庫からの業務の受託)

9 公庫は、当分の間、農林漁業金融公庫からの委託を受けて、地方公共団体の行なう造林に必要な資金の貸付に係る業務を行なうことができる。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由

公営企業金融公庫について、その資本金を増額するとともに、当分の間、農林漁業金融公庫からの委託を受けて、地方公共団体の行なう造林に必要な資金の貸付に係る業務を行なうことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

昭和三十五年三月十二日

内閣総理大臣 岸 信介

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律

市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

二四三

附則第二十八項及び附則第二十九項中「昭和三十五年十二月三十一日」を「昭和三十六年十二月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

理由

市町村職員共済組合の短期給付に係る市町村負担金及び附加給付に関する特例が認められる期間を、昭和三十六年十二月三十一日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長濱地文平君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔濱地文平君登壇〕

○濱地文平君 たいま議題となりました公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案並びに市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

まず、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案の内容は、第一に、公営企業金融公庫の資本金を増額しようとするものであります。すなわち、昭和三十三年六月に設立された本公庫は、地方公

営企業の経営する水道、交通等の公営企業の整備のために低利かつ安定した資金を供給することを目的とするもので、発足以来、順調な運営を行ない、所期の目的を果たしつつありますが、今後さらに地方公共団体の公営企業を円滑に推進するため、本公庫の業務運営の基盤を一層充実する必要があると見做すので、今回、政府は、産業投資特別会計から三億円を出資し、現在の資本金十五億円を十八億円に改めようとするものであります。

第二は、昨年度より造林のための資金を国が農林漁業金融公庫に出資し、公有林にかかる分についても同公庫より関係地方公共団体に貸付を行なうことになったのであります。地方公共団体に対する資金の融通を行なう機関として公営企業金融公庫が設置されており、地方公共団体との関係において、窓口事務の一元化をはかる上から、その事務は本公庫において取り扱うことが適当であると思われま

す。昭和三十五年より当分の間は、公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫の委託を受けて、地方公共団体の行なう造林に必要な資金の貸付業務を行なうことができることとしようとするものであります。

本案は、二月十五日日本委員会に付託され、慎重に審査いたしました。詳細は会議録によつて御承知を願いたいと思ひます。

三月十五日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。現行の市町村職員共済組合法の規定におきましては、市町村職員共済組合の、いわゆる付加給付及び短期給付に要する費用についての市町村の負担金に関する特例が昭和三十五年十二月三十一日まで認められておりました。が、目下、地方公務員を通ずる統一的な共済制度について検討が進められている情勢でもありますので、政府は、今回、本案を提出して、これらの特例期間を昭和三十六年十二月三十一日までさらに一年間延長しようとするものであります。

本案もまた慎重に審査いたしました。詳細は会議録によつて御承知願いたいと思ひます。

本十八日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第五 住宅地区改良法案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第五、住宅地区改良法案、日程第六、公営住宅法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

住宅地区改良法案

右 国会に提出する。昭和三十五年二月二十九日 内閣総理大臣 岸 信介

- 目次
第一章 総則(第一条-第四条)
第二章 住宅地区改良事業
第一節 事業計画(第五条-第八条)
第二節 改良地区の整備、改良(第九条-第十九条)
第三節 測量及び調査(第二十条-第二十四条)
第四節 費用の負担及び補助(第二十五条-第二十九条)
第五節 補則(第三十条-第三十二条)
第三章 雑則(第三十三条-第三十六条)

第四章 罰則(第三十七条-第三十九条)

附則 第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、不良住宅が密集する地区の改良事業に關し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「住宅地区改良事業」とは、この法律で定めるところに従つて行なわれる改良地区の整備及び改良住宅の建設に關する事業並びにこれに附帯する事業をいふ。

2 この法律において「施行者」とは、住宅地区改良事業を施行する者をいふ。

3 この法律において「改良地区」とは、第四条の規定により指定された土地の区域をいふ。

4 この法律において「不良住宅」とは、主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものをいふ。

5 不良住宅の判定の基準に關し必要な事項は、政令で定める。

6 この法律において「改良住宅」とは、第十七条の規定により施行者



が建設する住宅及びその附帯施設をいう。

7 この法律において「地区施設」とは、児童遊園、共同浴場、集会所、共同作業場その他改良地区内に建設される住宅の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設で政令で定めるものをいう。

8 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場その他公共の用に供する施設で政令で定めるものをいう。

(施行者)

第三条 住宅地区改良事業は、市町村が施行する。

2 都道府県は、市町村が住宅地区改良事業を施行することが困難な場合その他特別の事情がある場合においては、住宅地区改良事業を施行することができる。

3 特別区の存する区域においては、住宅地区改良事業は、都が施行する。

(改良地区)

第四条 建設大臣は、不良住宅が密集して、保安、衛生等に關し危険又は有害な状況にある一団地を政令で定める基準に該当するものを改良地区として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、住宅地区改良事業を施行しようとする者の申出に基づいてしなければならない。この場合において、市町村がその申出をしようとするときは、都道府県知事を經由してしなければならない。

3 第一項の規定による指定は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条の規定により決定された都市計画区域内の土地については、都市計画審議会の議を経てしなければならない。

4 第一項の規定による指定は、建設省令で定めるところにより、官報に告示することによつて行なう。

5 第一項の規定により指定があつたときは、第二項の申出をした者は、建設省令で定めるところにより、その旨を改良地区内の適当な場所に掲示しなければならない。

第二章 住宅地区改良事業

第一節 事業計画

(事業計画の認可)

第五条 施行者は、事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。この場合において、市町村がその申請をしようとするときは、都道府県知事を經由してしなければならない。

2 前項の規定は、施行者が事業計画を変更しようとする場合(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)に準用する。

(事業計画)

第六条 事業計画においては、改良地区内の土地の利用に關する基本計画及び住宅地区改良事業の実施計画を定めなければならない。

2 改良地区内の土地の利用に關する基本計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 住宅並びに公共施設、地区施設及びその他の施設の用に供すべき土地の規模及び配置

二 公共施設、地区施設及びその他の施設の種類

三 その他建設省令で定める事項

住宅地区改良事業の実施計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 住宅地区改良事業を施行する土地の区域

二 改良住宅の建設戸数

三 工事の設計

四 資金計画

五 その他建設省令で定める事項

事業計画は、環境の整備改善を図り、災害を防止し、衛生を向上し、その他改良地区を健全な住宅地区に形成するように定めなければならない。

5 事業計画は、公共施設その他の施設に關する都市計画が決定されている場合においては、その都市計画に適合して定めなければならない。

6 公共施設その他の施設に關する都市計画が決定されているため改良地区内に住宅を建設することができないことその他特別の事情により第四項の規定を適用し難い場合においては、改良地区内の土地の利用に關する基本計画は、定めなければならない。

7 改良地区内の土地の利用に關する基本計画において住宅の用に供すべきものと定められた土地に建設される住宅は、改良住宅、公営住宅法(昭和二十六年法律第九

十三号)の規定による公営住宅、日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)の規定による住宅又は一団地の住宅経営に關する都市計画事業により建設される住宅とする。

8 この法律に規定するものは、事業計画の設定の技術的基準その他事業計画に關し必要な事項は、建設省令で定める。

(事業計画に關する協議)

第七条 施行者は、事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画又はその変更に關係のある次の各号に掲げる者に協議しなければならない。

一 公共施設の管理者又は管理者となるべき者

二 地区施設の設置について許可、認可その他の処分をする権限を有する行政機関

三 改良地区内において住宅経営をしようとする地方公共団体、日本住宅公団及び一団地の住宅経営に關する都市計画事業を行なう者

(事業計画又はその変更の認可の告示)

第八条 建設大臣は、事業計画又はその変更の認可をしたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を官報に告示しなければならない。

2 前項の告示があつたときは、施行者は、建設省令で定めるところにより、その旨を改良地区内の適

当な場所に掲示しなければならない。

第二節 改良地区の整備、改良住宅の建設等(建築行為等の制限)

第九条 前条第一項の告示があつた日後、改良地区内において、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なおうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合においては、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、住宅地区改良事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、住宅地区改良事業の施行に対する障害を排除する

ため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができ

5 都道府県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとするときは、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者について疎開を行わなければならない。

6 第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者は、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。

が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を、政令で定めるところにより、公告しなければならない。

7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

10 施行者は、改良地区内の不良住宅を除却しなければならぬ。

11 施行者は、改良地区内の不良住宅を除却するため必要がある場合においては、当該不良住宅又はこれに関する所有権以外の権利を収用することができる。

2 施行者は、改良地区内の不良住宅を除却するため必要がある場合においては、改良地区内の不良住宅の占有者で当該不良住宅に關し施行者に対抗することができ、相当の権利を有しないものに対して、相当の期限を定め、これを明け渡すべきことを命ずることができる。

12 施行者は、改良地区内の土地の利用に関する基本計画に従つて、改良地区内の土地について区画形質の変更、整地その他健全な住宅地区を形成するため必要な整備を行なわなければならない。

13 施行者は、前条の規定による土地の整備のため必要がある場合においては、改良地区内の土地又はその土地にある土地収用法

(昭和二十六年法律第二百十九号) 第五條第一項各号に掲げる権利を収用することができる。

2 施行者は、前条の規定による土地の整備のため必要がある場合においては、改良地区内の不良住宅以外の建築物、工作物その他の物件の所有者で当該物件の存する土地に關し施行者に対抗することができ、相当の権利を有しないものに対して、相当の期限を定め、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に關し所有者に対抗することができる権利を有しないものに対して、相当の期限を定め、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。

14 施行者は、第十八條の規定により改良住宅に入居させるべき者を一時収容するため必要がある場合においては、これに必要な施設を設置しなければならない。

15 施行者は、前条の施設その他の改良地区内における住宅地区改良事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な土地又はこれに關する所有権以外の権利を使用することができる。

16 第一項若しくは第十三條第一項の規定による収用又は前条の規定による使用に關しては、この法律に特別の規定がある場合は、土地収用法の規定を適用する。

(改良住宅の建設) 第十七條 施行者は、改良地区の指定の日において、改良地区内に居住する者で、住宅地区改良事業の施行に伴いその居住する住宅を失ふことにより、住宅に困難すると認められるものの世帯の數に相當する戸數の住宅を建設しなければならない。

2 施行者は、前項の規定により建設しなければならない住宅の戸數が、次條の規定により改良住宅に入居させるべき者の世帯の數に比較して過不足を生ずることが明らかとなつた場合においては、これを増減することができる。

3 第一項の規定により建設する住宅は、第六條第六項に規定する場合その他特別の事情がある場合を除き、改良地区内に建設しなければならない。

4 第一項の規定により建設する住宅は、原則として、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)に規定する耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない。

18 施行者は、次の各号に掲げる者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困難すると認められるものを改良住宅に入居させなければならない。

一 次に掲げる者で住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失つたもの

イ 改良地区の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至つた者を除く。

ロ イただし書に該当する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至つた者。ただし、政令で定めるところにより、施行者が承認した者に限る。

ハ 改良地区の指定の日後にイ又はロに該当する者と同じ世帯に属するに至つた者

二 前号イ、ロ又はハに該当する者で改良地区の指定の日後に改良地区内において災害により住宅を失つたもの

三 前二号に掲げる者と同一の世帯に属する者

(整備完了後の土地の引渡し) 第十九條 施行者は、第十二條の規定による改良地区内の土地の整備を完了したときは、遅滞なく、事業計画で定めるところに従つて、第七條第一号若しくは第三号に掲げる者又は地区施設その他の施設を設置すべき者にその土地を引き渡さなければならない。

第三節 測量及び調査 第二十条 都道府県知事又は市町村長は、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行ふ必要がある場合においては、他の

は、その必要の限度において、他

昭和三十五年三月十八日 衆議院會議録第十三号 住宅地区改良法案外一案

人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができ

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入りとする者は、立ち入りとする日の三日前までにその旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入りとする場合には、その立ち入りをする者は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨をその土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項の規定する土地に立ち入りつてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第二十一条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入りして測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下「障害物」といふ)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」といふ)を行なうとする場合において、当該障害物又は

は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なうとする日の三日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所でないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合にお

いては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(証明書等の携帯)

第二十二條 第二十条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入りとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第二十三條 都道府県又は市町村は、第二十条第一項又は第二十一条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、取用委員会に土地収用法第九十四条第二項

の規定による裁決を申請することができる。

(測量のための標識の設置)

第二十四條 都道府県又は市町村は、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

第四節 費用の負担及び補助

(費用の負担)

第二十五條 住宅地区改良事業に要する費用は、この法律に特別の規定がある場合のほか、施行者の負担とする。

(受益者負担金)

第二十六條 施行者は、不良住宅の除却により著しく利益を受ける者がある場合においては、条例で定めるところにより、それらの者にその利益を受ける限度において、除却に要した費用の全部又は一部を負担させることができる。

(国の補助)

第二十七條 国は、施行者に対して、不良住宅の除却(除却のための取得を含む)に要する費用について、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

2 国は、施行者に対して、改良住宅の建設(建設のため必要な土地の取得及びその土地を宅地に造成することを含む)に要する費用について、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その三分の二以内を補助することができる。

3 前二項の規定による国の補助金額の算定については、第一項に規定する不良住宅の除却又は前項に規定する改良住宅の建設に要する費用が建設大臣の定める標準除却費又は標準建設費をこえる場合においては、それぞれ標準除却費又は標準建設費をその費用とみなす。

(都道府県の補助)

第二十八條 都道府県は、住宅地区改良事業を施行する市町村に対して、補助金を交付することができる。

(国の補助に係る改良住宅の管理及び処分)

第二十九條 第二十七條第二項の規定により国の補助を受けて建設された改良住宅の管理及び処分については、改良住宅を公営住宅法に規定する第二種公営住宅とみなして、同法第十一条の二から第二十五条までの規定を準用する。ただし、同法第十六条から第十八条までの規定は、第十八条の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなつた場合に限り。

2 前項の規定による公営住宅法の規定の準用について必要な技術的説書等は、政令で定める。

第五節 補則

(関係図書の備付け)

第三十条 施行者は、建設省令で定めるところにより、事業計画に關する図書とその事務所に備え付けておかなければならない。

2 利害関係人から前項の圖書の閲覧の請求があつた場合において、施行者は、正当な理由がないのに、これを拒んでならない。

(書類の送付にかゝる公告)

第三十一条 施行者は、住宅地区改良事業の施行に關し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくその者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付にかゝることが出来る。

2 前項の公告があつた場合においては、その公告があつた日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

(技術的援助の請求)

第三十二条 市町村は建設大臣又は都道府県知事に対して、都道府県は建設大臣に対して、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行のため、それぞれ住宅地区改良事業に關し専門的知識を有する職員が技術的援助を求めることが出来る。

第三章 雜則

第三十三条 建設大臣は、都道府県

知事若しくは市町村長又は施行者に対して、これらの者が行なう処分又は工事が、この法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づく建設大臣の処分と違反してゐると認められる場合においては、住宅地区改良事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分を取消し、変更若しくは停止又はその工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることが出来る。

(報告、勧告等)

第三十四条 建設大臣は都道府県又は市町村に対して、都道府県知事は市町村に対して、住宅地区改良事業の施行又は改良住宅の管理及び処分に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は住宅地区改良事業の施行の促進を図り、若しくは改良住宅の管理及び処分を適正に行なわせるため必要な勧告、助言若しくは援助をすることが出来る。

(異議の申立て及び訴訟)

第三十五条 第九條第四項、第十一條第二項又は第十三條第二項の規定による命令について不服のある者は、その命令があつた日から三十日以内にその命令をした都道府県知事又はその命令をした施行者である都道府県若しくは市町村の長に異議の申立てをすることが出来る。

2 前項の規定による異議の申立てがあつたときは、都道府県知事又は施行者である都道府県若しくは市町村の長は、申立てを受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならぬ。

3 前項の規定による決定に不服のある者は、決定の通知を受けた日から二十日以内に建設大臣に訴願することが出来る。

4 訴願法(明治二十三年法律第百五号)第十二條の規定は、第一項の規定による異議の申立てについて準用する。

(協議)

第三十六条 建設大臣は、次の各号に掲げる事項に關する処分をしようとするときは、あらかじめ、厚生大臣と協議しなければならない。

一 第四條の規定による改良地区の指定

二 第五條の規定による事業計画又はその変更の認可

三 第二十九條第一項において準用する公営住宅法第十三條第一項の規定による承認

四 第二十九條第一項において準用する公営住宅法第二十條の規定による家賃、同法第十七條各号の条件以外の入居者の具備すべき条件又は入居者の選考方法の変更命令

五 第二十九條第一項において準用する公営住宅法第二十四條第一項の規定による譲渡の承認又は同法第三項の規定による用途廃止の承認

六 第二十九條第一項において準用する公営住宅法第二十四條の二第一項の規定による譲渡の

承認

第四章 罰則

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第九條第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかつた者

二 第二十条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げたる者

三 第二十一条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに、障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行なつた者

第三十八条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第二項の規定による命令に違反して、不良住宅を明け渡さなかつた者

二 第十三條第二項の規定による命令に違反して、建築物、工作物その他の物件を移転せず、又は所有者に引き渡さなかつた者

三 第二十四條第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識を移転し、除却し、汚損し、又は損壊した者

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不良住宅地区改良法の廃止)

2 不良住宅地区改良法(昭和二年法律第十四号)は、廃止する。

(登録税法の一部改正)

3 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二十一号ノ二の次に次の一号を加ふる。

二十一ノ三 都道府県又ハ市町村方住宅地区改良法ニ依ル住宅地区改良事業ノ施行ノ為ニスル土地又ハ建物ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

(建設省設置法の一部改正)

4 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十一号中「不良住宅地区改良法」を「住宅地区改良法(昭和三十三年法律第 号)の施行」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

5 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第六條の二第一項中「公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第四号に規定する第二種公営住宅で耐火性能を有する構造の地上階数三以上のものに限る。以下同じ。)」を「公営住宅

等(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第四号に規定する第二種公営住宅又は住宅地区改良法(昭和三十五年法律第一号)第二条第六項に規定する改良住宅で耐火性能を有する構造の地上階敷三以上のものをいう。以下同じ。))に、「当該公営住宅」を「当該公営住宅等」に改め、「公営住宅法第七條第三項」の下に、「又は住宅地区改良法第二十七條第三項」を加える。

第六條の二第二項中「公営住宅」を「公営住宅等」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)  
6 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一号中「不良住宅地区改良法(昭和二年法律第十四号)」を削り、「道路法(昭和二十七年法律第八十号)」の下に、「住宅地区改良法(昭和三十五年法律第一号)」を加える。

理由  
最近における不良住宅地区の改良事業の実績等にかんがみ、当該事業に關し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他環境の整備改善のため必要な事項に關する規定を整備して、当該事業の円滑な実施を確保するとともに、住宅の集団的建設に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公営住宅法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和三十五年二月二十九日

内閣総理大臣 岸 信介

公営住宅法の一部を改正する法律案

公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第一号中「一市町村」の下に「区域内で二百戸以上若しくはその」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に生じた災害に關しては、なお従前の例による。

理由

地震、暴風雨等の異常な天然現象に因り滅失した住宅戸数が一市町村の区域内で二百戸以上である場合においても、公営住宅法第八條の規定による国の補助をすることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員会理事木村守江君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔木村守江君登壇〕

○木村守江君 たたいま議題となりました住宅地区改良法案及び公営住宅法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。初めに、住宅地区改良法案について申し上げます。

不良住宅が密集する地区は、保安上、衛生上その他危険かつ有害な状態にあります。現行の不良住宅地区改良法は昭和二年に制定されたものであり、事業施行方法等について法的に整備されていない点が多くなり、最近の実情に適合しない状況にかんがみまして、現行法を廃止して、新たな構想のもとに住宅地区の改良事業を実施し、地区の環境の整備・改善をはかることと、住宅の集団的建設を促進しようとするものであります。これが本案の提案された理由であります。

そのおもなる内容は、概要次の通りであります。

すなわち、その第一は、住宅地区改良事業は、不良住宅が密集し、保安、衛生等に關して危険または有害な状況にある相当規模の一団地で、建設大臣が指定するものにつき、原則として市町村がこれを施行することとしたのであります。

第二に、施行者は事業計画を定め、建設大臣の認可を受けなければならないといまして、事業計画にお

いては、住宅地区改良事業の実施計画のほか、改良地区を健全な住宅地区に形成するため、改良地区内の土地の利用に關する基本計画を定め、この基本計画に住宅、公共施設、地区施設等の用に供する土地の配置、規模等を定めることとし、事業計画の策定にあたっては、関係のある公共施設の管理者や、住宅経営を行なう地方公共団体等とあらかじめ協議することとしたのであります。

第三に、施行者は、改良地区内に不良住宅をすべて除却した後、健康で文化的な生活を営むに足りる、耐火性能を有する構造の改良住宅を建設することとし、改良地区の居住者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困難すると思われる者を改良住宅に入居させなければならないこととしたのであります。

第四に、国は、改良住宅の建設については、その費用の三分の二以内を、不良住宅の除却に要する費用については、その二分の一以内を補助することとし、改良住宅の入居者が低廉な家賃で居住することができるよういたしましたのであります。

以上のほか、住宅地区改良事業の施行のため必要がある場合の土地等の取用または使用、建築行為等の制限、一時収容施設の設定等について所要の規定を設け、住宅地区改良事業の円滑な

施行を確保すること等が本案の要旨であります。

次に、公営住宅法の一部を改正する法律案について申し上げます。

公営住宅法第八條の規定によれば、国は、地震、暴風雨等の異常な天然現象により滅失した住宅に居住した低額所得者に貸付するため、事業主体が第二種公営住宅の建設をするときは、災害により滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数の範囲内で、その建設に要する費用の三分の二を補助しなければならぬことになっております。

この場合の国の補助は、災害により滅失した住宅の戸数が被災地全域で五百戸以上、または一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上であるときに限られておるのであります。一方、災害のうちでも火災の場合には、滅失した住宅の戸数が被災地全域で二百戸以上あるときは国の補助の対象といたしておりますので、これらとの均衡を考慮いたし、地震、暴風雨等の異常な天然現象により滅失した住宅の戸数が一市町村の区域内で二百戸以上である場合を新たに災害の基準に加え、この基準に該当するとき

は、国の補助の対象としようとするものであります。

両法律案は、去る二月二十九日本委員会に付託され、慎重に審査を進めて参つたのであります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

昭和三十五年三月十八日 衆議院會議録第十三号 重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

かくて、三月十六日、質疑を終了し、討論を省略、直ちに採決の結果、両法案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました次第であります。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

住宅地区改良法案に対する附帯決議

本法の施行にあたり、政府は左の点に留意し、所期の目的達成に遺憾なきを期すべきである。

一、本法の対象地区居住者は、おおむね低額所得者なることにかんがみ、改良住宅の家賃が入居者の負担を過重ならしむることにより、本法の円滑な運営を阻害しないよう適切な行政指導等を行うこと。

一、将来出来得る限りの予算措置を講じて改良住宅の新築戸数を増加し、すみやかに不良住宅の解消を図ること。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御

異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第七 重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第七、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

右

昭和三十五年二月二十七日

内閣総理大臣 岸 信介

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律(昭和三十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2 この法律で「ボイラー」とは、もつぱら蒸気を生じ、又は水温を上昇するために使用するボイ

ラーであつて、通商産業省令で定めるところにより算定した伝熱面積が五十平方メートル以上のものをいい、火炉、燃焼装置その他の附属設備を含むものとする。

第二条中「(もつぱら蒸気を生じ、又は水温を上昇するために使用するボイラーをいい、火炉、燃焼装置その他の附属設備を含む。以下同じ。)を削る。

附則第二項を次のように改める。  
2 この法律は、昭和三十八年十月三十一日限りその効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近の経済事情にかんがみ、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の有効期間を昭和三十八年十月三十一日まで延長するとともに、小型ボイラーを同法の適用対象から除外する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長中村幸八君。

「報告書は会議録追録に掲載」

「議長退席、副議長着席」

「中村幸八君登壇」

○中村幸八君 ただいま議題となりました重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

現行の法律は、石炭鉱業合理化臨時措置法の姉妹法として、昭和三十年に五カ年間の限時法として制定せられたものでありますが、石炭鉱業につきましては、今後引き続き強力に合理化を推進する必要があるものでありまして、このためには、なお石炭の安定需要の確保が望まれるのであります。

以上の理由によつて、本法の期限をさらに三年間延長しようというものが、本案のおもな趣旨となつております。ただ、小型ボイラーにつきましては、中小企業対策の観点から、本法の規制対象から除外することといたしております。

本案は、三月一日提案理由の説明を聴取し、自來、参考人の意見を聞く等、慎重な審議を行つたのでありますが、質疑の概要は委員会議録を御参照願います。

三月十六日、質疑を終了しましたので、採決に付したところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決しました。

なお、採決後、自由民主党、社会党、民主社会党共同提案になる次のような附帯決議を付しました。

政府は、本法の施行にあつては、その厳正な運用を期すとともに、石炭鉱業の合理化の推移を充分考慮しつつ、特に次の諸点に留意すべきである。

一、石炭新需要の拡大について、積極的施策を講ずること。

二、火力発電用重油専焼ボイラーの設置については、石炭需要の確保の観点から、必要止むを得ないものみにこれを止めるよう措置すること。

三、本法の失効後も、急激な石炭需要の減少を来たさないよう、適切な対策を講ずることとし、特に電気事業について此の点十分配慮すること。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(中村高一君) 採決いたします。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」



○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日種第八 漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(中村高一君) 日種第八、漁船損害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

右 内閣総理大臣 岸 信介

昭和三十五年二月十二日

国会に提出する。

漁船損害補償法の一部を改正する法律

漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百十三條の九」第百十三條の十八)を「第百十三條の九」第百十三條の十七)に改める。

第二十五條第一項中「組合員の有する」を「組合員(同条第二項(同条第三項)において準用する場合を含む。)

又は第九十六條の二第二項の規定により組合員とみなされる者を含む。)の有所する」に改める。

第三十一條第一項を次のように改める。

役員任期は、三年以内において定款で定める。

立委員)を加え、同条に次の一項を加える。

3 任期満了によつて退任した理事は、後任の理事が就任するまでは、なおその職務を行なう。

第三十一條の次に次の一條を加える。

(役員)の義務及び損害賠償責任 第三十一條の二 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び總會の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

重要事項につき、第三十九條第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

第四十一條の見出し中「民法」を「商法等」に改め、同条中「理事については、役員については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百五十四條第三項(会社との関係)及び第二百五十六條第三項(任期の特例)の規定を、理事については、この場合において、」の下に「商法第二百五十六條第三項中「前二項」とあるのは、漁船損害補償法第三十一條第一項及び第二項と、」を加える。

第四十五條の見出し中「民法」を「民法等」に改め、同条中「第六十六

条(表決権のない場合)」の下に、並びに商法第二百四十三條(總會の延期又は続行の決議)及び第二百四十四條(總會の議事録)を加え、「同法第六十四條中「第六十二條」とあるのは、」を「民法第六十四條中「第六十二條」とあり、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは、それぞれ」に改める。

第九十六條第一項を次のように改める。

保險の目的たる漁船の譲受人は、組合に通知して、譲渡人が当該漁船の当該保險關係に關して有する權利義務(第百三十九條第一項又は第百三十九條の二第一項の規定による負担金に係る權利義務を除く。)を承継することができ

る。ただし、組合が、正当な事由により、当該通知を受けた後直ちに当該譲渡人に通知してその承継を拒んだときは、この限りでない。

第九十六條第二項中「満期保險の」を削り、「この節及び第三節」を「この章及び第六章」に改める。

第九十六條の次に次の一條を加える。

(保險關係の存続) 第九十六條の二 保險の目的たる漁船の所有者である組合員が、その住所又は当該漁船の主たる根拠地を組合の区域外に移転したことに

より組合員たる資格を喪失したため組合を脱退した場合には、当該組合を脱退した組合員において、その脱退前に、その組合員から当該組合に対し当該保險關係を存続させたい旨の通知があつたとき

は、その保險關係は、第二十七條第一項の規定にかかわらず、なお存続する。

2 前項の規定によりなお保險關係が存続する保險の目的たる漁船の所有者は、この章及び第六章の規定の適用については、組合員とみなす。

第九十五條の次に次の一條を加える。

(組合の經理) 第百五條の二 組合は、省令の定めるところにより、特殊保險に係る収入及び支出(特殊保險の業務の執行に要する経費及び附加保險料その他その経費にあつては、その収入及び支出と区分し、特別の會計を設けて經理しなければなら

ない。 第百七條第一項中「組合は、」の下に「漁船保險に係る各會計」とを、」を加える。

第百十條中「組合は、」の下に「省令で定める基準に従い」を加える。

第百十一條中「(明治三十二年法律第四十八号)」を削る。

第百十二條第一項中「漁業協同組合の区域内」を「都道府県知事が当該都道府県の区域のうち漁業協同組合の地区となつて居る地域を分けて指定する地域(以下「加入区」という。)

ことに、その加入区の区域内」に、「当該地区内に主たる根拠地を有する漁船を」当該加入区の区域内に主たる根拠地を有するもののうち政令で定めるものに、」当該地区内に住所を有する」を「当該加入区の区域内

に住所を有する」に、「同意をしたときは」を「同意をした場合において、当該同意のあつたことにつき次条第三項の規定による公示があつたときは」に、「同意があつた後」を「当該公示があつた後」に改め、同条第二項中「前項の規定により普通損害保險の目的とするべき漁船が、同項の規定による同意(以下「義務付保の同意」という。)があつた時において」を「第一項の規定により普通損害保險に付すべき漁船が、同項の規定により普通損害保險に付すべきこととなつた時において」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定により加入区を指定するに當つては、一の漁業協同組合の地区の区域の全部が一の加入区の区域の全部となるように当該指定をしなければならない。ただし、一の漁業協同組合の地区の区域の一部が他の漁業協同組合の地区の区域の全部又は一部となつて居る場合におけるその一の漁業協同組合の地区の区域、その地区の区域が著しく広い漁業協同組合の地区の区域その他特別の事情のある地域については、農林大臣の認可を受けて、漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区として指定することができ

る。

3 都道府県知事は、次に掲げる場合には、政令で定める場合を除き、当該加入区に係る部分につき、第一項の規定による指定を変更するものとする。

に住所を有する」に、「同意をしたときは」を「同意をした場合において、当該同意のあつたことにつき次条第三項の規定による公示があつたときは」に、「同意があつた後」を「当該公示があつた後」に改め、同条第二項中「前項の規定により普通損害保險の目的とするべき漁船が、同項の規定による同意(以下「義務付保の同意」という。)があつた時において」を「第一項の規定により普通損害保險に付すべき漁船が、同項の規定により普通損害保險に付すべきこととなつた時において」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定により加入区を指定するに當つては、一の漁業協同組合の地区の区域の全部が一の加入区の区域の全部となるように当該指定をしなければならない。ただし、一の漁業協同組合の地区の区域の一部が他の漁業協同組合の地区の区域の全部又は一部となつて居る場合におけるその一の漁業協同組合の地区の区域、その地区の区域が著しく広い漁業協同組合の地区の区域その他特別の事情のある地域については、農林大臣の認可を受けて、漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区として指定することができ

る。

3 都道府県知事は、次に掲げる場合には、政令で定める場合を除き、当該加入区に係る部分につき、第一項の規定による指定を変更するものとする。

昭和三十五年三月十八日 衆議院會議録第十三号 漁船損害補償法の一部を改正する法律案

一 一の漁業協同組合の地区の区域の全部がその区域の全部となつて加入区について、当該漁業協同組合につき、合併、解散又は地区の変更があつたことによりその加入区の区域の全部が一の漁業協同組合の地区の区域の全部でなくなつた場合

二 一の漁業協同組合の地区の区域の一部がその区域の全部となつて加入区について、その加入区の指定の基礎となつた事情に変更(軽微な変更を除く)があつた場合

4 都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、その必要の限度において、変更を必要とする加入区に係る部分につき、第一項の規定による指定を変更することができる。

5 第二項の規定は、前二項の規定により加入区についての指定を変更する場合に準用する。

6 加入区についての第一項の規定による指定及び第三項又は第四項の規定による指定の変更は、告示をもつてしなければならない。

第百十二条の次に次の一条を加える。

の旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けたときは、これを審査し、前条第一項の規定による同意があつたものと認めるときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、発起人、関係組合及び関係漁業協同組合に通知し、当該同意がなかつたものと認めるときは、遅滞なく、その旨を発起人に通知しなければならない。

第百十三条を削り、第百十三条の二第一項中「義務付保の同意があつた場合において、代表者が、その同意に係る地区を地区とする漁業協同組合に対し、その同意があつたことを証する書面を添えて」を、「前条第三項の規定による公示があつた場合において、政令の定めるところにより当該公示に係る加入区の区域内の第百十二条第一項の規定による同意をした者を代表する者が、当該公示に係る加入区の区域の全部又は一部をその地区の区域の全部又は一部とする漁業協同組合に対し」に改め、同条を第百十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(付保義務の消滅)

第百十三条の二 次の各号の一に該当する場合には、当該加入区においては、指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、消滅する。

一 第百十二条の二第三項の規定による公示があつた加入区(以下この条において「義務加入区」という。)について、その公示の日から起算して四年を経過したとき。

二 義務加入区に係る部分につき第百十二条第三項又は第四項の規定による指定の変更があつたとき。

三 義務加入区の区域内の指定漁船所有者が三人未満となつた場合において、当該義務加入区を都道府県知事が公示したとき。

2 都道府県知事は、前項第一号又は第二号に掲げる場合において、同項の規定により指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、関係組合及び関係漁業協同組合に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項第三号の規定による公示をしたときは、遅滞なく、その旨を関係組合及び関係漁業協同組合に通知しなければならない。

第百十三条の三を削り、第百十三条の四を第百十三条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

(普通損害保険の保険料率)

第百十三条の四 普通損害保険の保険料率は、次の各号に掲げる要件のすべてをみたすように定めなければならない。

一 当該組合が引き受けることが見込まれる漁船の属する危険区分(漁船のトン数、船質、設備、操業区域その他の事項で危険の程度に影響を及ぼす要因となるもの)に応じて、漁船につき

農林大臣が定める危険の程度を区分する。以下同じ)のすべてについて、危険区分ごとに定められること。

二 普通損害保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率(以下「普通損害保険の純保険料率」という。)が、農林大臣の定める期間における当該組合の普通損害保険(満期保険の満期前の普通損害保険事故により保険金額を支払う保険の部分を含む。以下この号及び第百十七条第一項各号において同じ)に係る危険率を基礎とし、当該組合の普通損害保険に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再保険料の支出とが長期的に均衡を保つように定められること。

三 危険区分ごとに、普通損害保険の純保険料率が第百十七条の規定により定まる当該組合の普通損害保険の再保険料率を下らないこと。

第百十三条の十一中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 満期保険の保険料率のうち、損害保険料中の純保険料に対応する部分の率は、当該組合の普通損害保険の純保険料率と同率とする。

第百十三条の十四を削り、第百十三条の十五を第百十三条の十四とし、第百十三条の十六から第百十三条の十八までを一条ずつ繰り上げる。

第百十七条を次のように改める。

(再保険料率)

第百十七条 普通損害保険の再保険

料率は、危険区分及び組合ごとに、第二号に掲げる率と当該危険区分の属するトン数区分に係る当該組合の第一号の率とを合計した率とする。

一 政令で定める一定年間に於ける各年の組合ごと及び危険区分に係るトン数区分(以下この条において「トン数区分」という。)ごとの普通損害保険に係る危険率の一部で、台風その他の異状な天然現象に係る部分の率(次号において「天災危険率」という。)のうち、農林大臣がトン数区分ごとに定める標準危険率をこえるもの(以下「異常危険率」という。)を基礎として、農林大臣が組合ごと及びトン数区分ごとに定める一定率

二 前号の政令で定める一定年間に於ける各年のすべての組合のトン数区分ごとの普通損害保険に係る危険率(その各危険率のうち天災危険率中に同号の標準危険率をこえるものがあるときは、当該危険率については、その率から当該危険率に係る異常危険率を控除した率とする。)を基礎として算定されるトン数区分ごとの全組合平均の通常の危険率を基準とし、農林大臣が、これにトン数区分間の調整を施し、これを基礎として危険区分ごとに定める一定率

2 満期保険の再保険料率のうち満期前の普通損害保険事故による支払に係る部分の率は、組合の普通

損害保険の再保険料率と同率とする。

3 満期保険の再保険料率のうち満期による支払に係る部分の率及び特殊保険の再保険料率は、組合の定款で定められた満期保険及び特殊保険の保険料率のうち、それぞれ、満期保険の満期による支払に係る部分の純保険料に対応する部分の率及び特殊保険の純保険料に対応する部分の率と同率とする。

第百十八条中「第百十三條の十七」を「第百十三條の十六」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(再保険料の延滞金)

第百十八條の二 政府は、組合が再保険料を納期日までに納付しなかつたときは、その組合から、その未納付に係る金額につき、納期日の翌日から納付の日の前日までの日数に応じ、政令で定める割合をもつて計算した金額の延滞金を徴収することができる。

第百二十九條第一項を次のように改める。

国庫は、第百十二條第一項の規定により保険に付した漁船(政令で定めるものを除く)及び同條第七項の規定によつて同條第一項の規定により普通損害保険に付されたものとみなされた漁船(政令で定めるものを除く)並びにこれ等の漁船以外の漁船のうち無動力漁船及び総トン数百トン未満の動力漁船で政令で定めるもの(以下「対象漁船」といふ)について、組合員が支払うべき普通損害保険及

び満期保険の純保険料(満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く)のうち、次の各号に掲げる額を合計した額に相当する額を負担する。

一 対象漁船に係る保険金額に、対象漁船が保険に付されている組合についての対象漁船のトン数に応ずる第百十七條第一項第一号に規定する一定率(次号において「異常部分の率」といふ)を乗じて得た額

二 対象漁船に係る保険金額(政令で定めるものを除く)に、対象漁船に係る保険料率のうち純保険料(満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く)に対応する部分の率から異常部分の率を控除した率を乗じて得た額に、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額

- イ 無動力漁船については、百分の六十
- ロ 総トン数五十トン未満の動力漁船については、百分の五十
- ハ 総トン数二十トン未満五十トン以上の動力漁船については、百分の五十
- ニ 総トン数五十トン未満二十トン以上の動力漁船については、百分の四十五
- ホ 総トン数百トン未満五十トン以上の動力漁船については、百分の四十

第百三十九條の次に次の一條を加える。

第百三十九條の二 国庫は、加入区ごとに、その区域内に住所を有する者が所有する総トン数二十トン未満の指定漁船のうち、その総数の二分の一以上の隻数のものが政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険若しくは満期保険に付されており、かつ、その隻数が政令で定める一定数以上である加入区の区域内に住所を有する者が所有する漁船又は当該区域内に主たる根拠地を有する漁船で当該政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険又は満期保険に付されている次に掲げるもの(対象漁船を除く)について、組合員が支払うべき普通損害保険又は満期保険の純保険料(満期保険にあつては、積立保険料に該当する部分を除く)のうち、当該漁船が対象漁船であつたとした場合に前條の規定により負担すべき額の二分の一に相当する額を負担する。

- 1 無動力漁船
- 2 総トン数二十トン未満の動力漁船
- 2 前條第二項の規定は、前項の規定による負担金に相当する金額について準用する。
- 第百四十條第一項中「前條第一項」を「第百三十九條第一項及び前條第一項」に改める。
- 第百四十一條第一項中「第百三十三條の第二項」を「第百三十三條第四項」に改める。
- 第百四十五條中第十五號を第十六號とし、第十四號を第十五號とし、第十三號の次に次の一號を加える。

十四 第百五條の二の規定に違反したとき。

附則第三項の次に次の一項を加える。

4 第百三十九條第一項及び第百三十九條の二第二項の規定の適用については、当分の間、第百三十九條第一項第二号中「百分の五十五」とあるのは、「百分の六十」とする。

附則

- 1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現在に在する漁船保険組合の役員及び総代の任期については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行の際現に改正前の第百十二條第一項の規定によりその地区内の同項に規定する指定漁船所有者がその所有する同項の指定漁船の全部を普通損害保険に付すべき義務が存する漁業協同組合の地区は、この法律の施行の時に、改正後の同項の規定により同項の加入区として指定されたものとみなし、当該加入区については、その時に、改正後の第百十二條第一項の規定による同意があつた旨の改正後の第百十二條の二第三項の規定による公示があつたものとみなす。
- 4 前項の規定により改正後の第百十二條の二第三項の規定による公示があつたものとみなされた加入区については、指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、第百三十三條の二第一項第一号の規定にかかわらず、この法律の施行の日から

起算して一年を経過したとき、又はその経過するまでに第百十二條第一項に規定する指定漁船所有者の総員の二分の一以上の者が政令で定める手続により当該義務を消滅させることにつき同意をしたときは、消滅する。

5 この法律の施行の際現に普通損害保険又は満期保険に付されている漁船で次に掲げるものの第百三十九條第一項の規定による負担金の額は、この法律の施行の日を含む保険期間(満期保険については、この法律の施行の日を含む保険期間)に限り、同項の規定にかかわらず、当該漁船についての保険金額(政令で定めるものを除く)に対する純保険料(満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く)の百分の五十に相当する額とする。

6 この法律の施行の際現に普通損害保険又は満期保険に付されている漁船については、この法律の施行の日を含む保険期間(満期保険については、この法律の施行の日を含む保険期間)に限り、第百三十九條の二の規定による国庫の負担は、行なわれない。

7 漁船再保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

昭和三十五年三月十八日 衆議院會議録第十三号 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

第三十條中「法第三百三十九條第二項」の下に「(法第三百三十九條の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加ふる。  
8 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。  
第三十二條の次に次の一條を加ふる。  
(再保険料率)  
第三十二條の二 再保険料率は、組合の約款で定められた保険料率のうち純保険料に対応する部分の率と同率とする。  
第三十五條中「第一百七條、」を削る。  
9 補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。  
第十五條を次のように改める。  
第十五條 削除

○副議長(中村高一君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長吉川久衛君。  
〔報告書は會議録追録に掲載〕  
〔吉川久衛君登壇〕

○吉川久衛君 たいま議題になりました。内閣提出、漁船損害補償法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。今回の改正案は、漁船保険の料率体系の合理化をはかるため、保険料率及び再保険料率の算定基準を法定するとともに、このことにより料率が従来より上昇することになる小型船階層に対しては、自己負担を軽減するため、純保険料の国庫負担の方式を改めて、小型船に対する国庫負担を増額することとし、また、小型船に特に多い異常危険に対応する純保険料を全額国庫負担とし、あるいは、集団加入制度を新たに設けて、保険料の一部国庫負担の道を開く等、小型漁船の保険加入を促進し、零細な沿岸漁業者の経営安定に資することに重点を置いて提案されたものであります。

農林水産委員会におきましては、去る三月一日以来、委員会及び水産に関する調査小委員会において、保険料率の算定方法、再保険料の延滞金等を中心として審査が行なわれましたが、去る三月十六日、質疑を終了し、討論を

省略して採決いたしましたところ、全会一致をもって政府原案の通り可決すべきものと決した次第であります。なお、本案に対しましては、全会一致をもって、再保険料の分割払い制度の樹立、再保険料の延滞金の利率の最高限度の抑制及び漁船損害の発生防止対策の確立に關する附帯決議を付することに決した次第であります。  
以上、御報告を終わります。(拍手)

○副議長(中村高一君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第九 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件  
○副議長(中村高一君) 日程第九、放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件を議題といたします。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件  
右  
国会に提出する。  
昭和三十五年二月二十二日  
内閣総理大臣 岸 信介

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件  
放送法第三十七條第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和三十一年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるとの件

日本放送協会昭和三十一年度収支予算、事業計画及び資金計画  
昭和三十一年度収支予算  
予算総則

第一条 昭和三十一年度収支予算の収入及び支出を別表収支予算書のとおり定める。  
第二条 本予算中事業収入において予定する受信料の月額は、ラジオにおいては、八五円、テレビジョンにおいては、三〇〇円とする。

第三条 本予算は、この予算の各項に定められた目的以外にこれを使用することができない。  
第四条 本予算の各項に定められた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。

第五条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終らないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。  
2 前年度予算総則第五条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第六条 予備金は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。  
2 予備金を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第七条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金金の返還、または設備の改善に充てることことができる。  
2 前項に定めるもののほか、職員

の能率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より削減したときは、その増加額または削減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることことができる。

第八条 前年度の決算において収支剰余金があつた場合は、これを本年度の前期繰越収支剰余金に計上し、経営委員会の議決を経て、借入金の返還または設備の改善に充てることことができる。  
第九条 前年度の決算において収支欠損金を生じた場合は、本予算中事業支出を差し繰り補てんしなければならぬ。  
第十条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかえることができる。  
第十一条 国際放送並びに選挙放送

の実施に対する交付金が、予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選挙放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第十二条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に關係ある経費の支出に充てることができる。

第十三条 駐留軍の放送業務に対し、契約金の収入があるときは、その金額は、業務に關係ある経費の支出に充てることができる。

昭和三十一年度収支予算書

款	項	予算額(単位千円)
前期繰越収支剰余金	(取)	三七、二九八、九二三
	(入)	七、五四三、六〇〇
資本収入	放送借入金	三、九五〇、〇〇〇
	長期借入金	七五〇、〇〇〇
	売却固定資産代金	一四、〇〇〇
	減価償却引当金	二、六七四、〇〇〇
	放送債券償還積立金戻入	一五五、六〇〇
	受入金	二九、七五五、三三三
	交付金	二九、四八〇、三〇〇
	雑収入	九八、五二三
	雑収入	一七六、五〇〇
	雑収入	三七、二九八、九二三
資本支出	建設費	九、三六八、九九二
	放送債券償還積立金繰入	七、三八八、〇〇〇
	諸返還金	一、〇一二、五〇〇
	給送費	九六八、四九二
	国内放送費	二七、五七九、九三一
	国際放送費	一〇、二三二、七〇〇
	国内放送費	三二五、七三三
	国際放送費	二、二八五、一四五
	業務費	二、八六九、七一一
	調査研究費	八一四、七六一
予備金	減価償却費	二、六七四、〇〇〇
	繰越収支剰余金	一、五七二、九九五
後期繰越収支剰余金		三五〇、〇〇〇

昭和三十一年度事業計画

一 計画概説

昭和三十一年度における日本放送協会の事業運営については、昭和三十三年度を起点とする放送事業五カ年計画の第三年度としての諸計画を、内外諸情勢の進展に即応させて調整し、公共放送の使命達成と国民の要望にこたえるため、

(一) ラジオにおいては、全国あまねく受信できるよう難聴地域の解消、外国電波による混信の防あつ並びに老朽設備の改善、近代化につとめる一方、テレビジョンについては総合・教育両放送網の早期完成に努力する。

これらの諸計画を実施するために必要な資金は、相当多額にのぼるので、この資金の調達については現下の金融情勢において、協会として最大の努力を要するところである。

(二) ラジオ・テレビジョン放送番組の刷新、充実をはかり、特にテレビジョンについては放送時間延長し、学校放送、科学技術教育番組等教育放送の充実につとめるとともに、社会、教育、芸能番組等の拡充並びに国内、国外における報道取材網の整備、拡充を行う。

また、FM実験放送を行う一方、カラーテレビジョン実験放送を拡充強化する。

(三) わが国の国際的地位の向上にかんがみ、国際放送の拡充とその内容充実をはかり、文化の交流、国際親善に寄与するとともに、

に、貿易の振興に資する。

(四) 公共放送に対する一般の認識を深め、協会の事業に対するいっそうの理解を得るようつとめることとし、受信者維持対策の強化及び共同受信施設対策の積極化につとめる。

なお、ラジオ・テレビジョンを通じて受信契約者の普及開発を促進するが、特にラジオについては、増加傾向にある廃止契約者の防止対策を強力に実施する。

(五) 技術、番組の両分野にわたつて、研究諸機関をいっそう強化し、その成果を広く一般に公開して、放送技術、放送文化両面の発達に資する。

(六) これらの諸計画を強力に実施し、協会が公共放送の任務を達成するために、経営制度の合理化をはかり、今後の企業伸展に即応した体制を整える。

二 建設計画

昭和三十一年度における建設計画は、ラジオ放送網、テレビジョン放送網の建設に二四億三、六〇〇万円、演奏所の整備、番組設備の充実、老朽施設の取替等に四九億五、二〇〇万円、総額七三億八、八〇〇万円をもつて施行する。

(一) ラジオ放送網計画

すみやかに標準放送網を完成して難聴地域の解消をはかることとし、熊野はか一〇局の中継放送局建設、日南はか三局の第二放送増設、岡山第一放送はか二二局の増力を完成する。この

ほか、釧路の放送局増力等に着手する。

また、FM放送網については、東京、大阪においてUHFによる実験局を建設する。これらに要する経費は、六億三、六〇〇万円である。

(二) テレビジョン放送網計画

全国主要地域に対する総合・教育両放送網の普及をはかるため、北見はか七局の総合放送局の建設を完成することにより、放送事業五カ年計画において予定した主要地域に対する置局を完了し、また、教育放送網については、昭和三十四年度計画の五局の建設を繰越して完成するほか、広島はか三局の建設を完成し、五局の建設に着手する。

このほか、仙台の総合放送局等の増力、微電力局の建設等により、放送網の整備をはかる。これらに要する経費は、一八億円である。

三 事業運営計画

(一) 要員及び給与

定員としては、前年度一〇、七七五人に対し、設備の増加、業務の拡充等により、一、三四六人の増員を予定するが、他

昭和三十一年三月十八日 衆議院会議録第十三号 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

昭和三十五年三月十八日 衆議院會議録第十三号 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めめるの件

方、経営の合理化により二五六人の節減を見込み、総員一一、八六五人であり、これに対する給与の総額は、六八億四八八万四千円である。

(二) 国内放送

ア 放送番組については、ラジオにおいて番組内容を刷新し、テレビジョンにおいて総合放送、教育放送とも放送時間を一時間増加するとともに、番組内容の充実をはかり、あわせて、総合放送のローカル番組を拡充することとし、総額六〇億九、四五八万六千円をもつて実施する。すなわち、ラジオ番組制作に二六億二、二七二万二千円、テレビジョン番組の制作に二五億九、一八〇万四千円、番組の編成企画その他に九億一、五一一万四千円である。

イ 放送施設の保守運用については、極力合理化をはかるとともに、設備の改修整備につとめる。このため、前年度一三億六、八四万三千円に対し、四億六、二七六万一千円の増額となり、総額一七億六、九六〇万四千円である。

ウ 通信施設関係については、専用回線の規格向上、増加等により前年度一八億九、八〇八万五千円に対し、四億七、〇四二万五千円の増額となり、総額二三億六、八五二万円で

ある。以上により、国内放送費総額は、前年度八一億一、四八

九万九千円に対し、二一億一、七八〇万一千円の増額となり、一〇二億三、二七〇万

(三) 国際放送

国際放送については、従来の送信方向を一方、送信時間を四時間それぞれ増加して、一七方向二九時間の放送を行う。このため、前年度三億二、一、二四万一千円に対し、四四、九万三千円の増額となり、総額三億二、五七三万四千円である。

(四) 業務関係

業務関係については、極力受信者の維持増加につとめるが、特にラジオ受信者に対しては、最近における廃止契約者の増加状況にかんがみ、受信契約の継続促進、再加入勧奨の強化等の廃止防止対策を強力に推進する。また、テレビジョン難視地域における共同受信施設対策を講ずる一方、ラジオ有線放送施設に対しても技術指導の強化等により加入者へのサービスを行う。このため、前年度一四億七、九〇四万五千円に対し、八億六、一〇万円の増額となり、総額二二億八、五一四万五千円である。すなわち、普及及び受信改善関係に七億二、八〇八万六千円、契約収納関係に一五億五、七〇五万九千円である。

(五) 管理関係

管理関係については、業務の合理化により、極力経費の節約につとめるが、設備の増加等により、前年度二二億四、五、一四万七千円に対し、六億二、四、五

六万五千円の増額となり、二八億六、九七二万二千円である。すなわち、一般管理経費に六億四、二四一萬一千円、舎屋の維持管理に五億七、五九八万七千円、職員の厚生保健に八億六、五二九万一千円、退職手当その他に七億八、六〇二万三千円である。

(六) 調査研究関係

調査研究関係については、番組関係では、番組編成の研究、放送効果の調査研究を行い、技術関係については、カラーテレビジョン、UHF放送の研究等を重点的に行う。このため、前年度六億七、五五八万三千円に対し、一億三、九一七万八千円増額し、総額八億一、四七六万一千円である。

(七) 減価償却費

減価償却費については、建設工事の進捗による償却資産の増加のため、通常償却費一九億二、〇〇〇万円を要するほか、現有資産のうち、老朽陳腐化のはなはだしいものについて特別償却を実施し、その改善をはかることとする。このため、本年度必要額は、総額二六億七、四〇〇万円となり、前年度二〇億九、六三〇万円に対し、五億七、七七〇万円の増額である。

(八) 関連経費

未収受信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び雑損の必要額は、総額一五億七、二九九万五千円である。

(九) 予備金

資本支出及び事業支出における予見しがたい予算の不足に充

てるため、三億五、〇〇〇万円を見込む。

四 受信契約者見込数

(一) 有料契約者見込数

区 分	昭和三十五年度	昭和三十四年度	増 減
年度初頭契約者数	二七、〇〇〇	一四、三〇〇	▲ 一、五〇〇
年度内新規契約者数	九、〇〇〇	一三、〇〇〇	▲ 四、〇〇〇
年度内廃止契約者数	二五、〇〇〇	一三、〇〇〇	▲ 一、三〇〇
年度内増加契約者数	▲ 一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	▲ 一、七〇〇

(二) 受信料免除者見込数

区 分	昭和三十五年度	昭和三十四年度	増 減
年度初頭免除者数	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	〇
年度内新規免除者数	八、〇〇〇	八、〇〇〇	〇
年度内廃止免除者数	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	▲ 一、〇〇〇
年度内増加免除者数	七、〇〇〇	七、〇〇〇	〇

(テレビジョン)

(一) 有料契約者見込数

区 分	昭和三十五年度	昭和三十四年度	増 減
年度初頭契約者数	三、八五五	一、四〇〇	▲ 二、四九五
年度内新規契約者数	一、〇〇〇	一、一〇〇	▲ 一〇〇
年度内廃止契約者数	四、〇〇〇	四、〇〇〇	〇
年度内増加契約者数	▲ 一、一五五	二〇〇	▲ 一、三五五

(二) 受信料免除者見込数

区 分	昭和三十五年度	昭和三十四年度	増 減
年度初頭免除者数	一四、〇〇〇	六、〇〇〇	▲ 七、〇〇〇
年度内新規免除者数	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	〇
年度内廃止免除者数	四、〇〇〇	三、〇〇〇	▲ 一、〇〇〇
年度内増加免除者数	一、〇〇〇	一〇、七〇〇	▲ 九、七〇〇

昭和三十五年度資金計画

概要 (一) 本計画は、昭和三十五年度取

支予算並びに事業計画にもとづき、本年度中における資金の実際の出入を計上した。



(二) 本年度の入金額は

受信料収入については、ラジオにおいて年度初頭受信契約者数一、二七九万人、年度内新規契約者数九八万人、同廃止契約者数二五八万人、受信料月額八五円をもつて算定した受信料収入予算一、二三三億六、五〇〇万円から、取納不能による欠損見越額二億七、五七〇万円を控除した受信料収入額一、二〇億八、九三〇万円、テレビジョンにおいて年度初頭受信契約者数三八二万五千五百人、年度内新規契約者数二〇七万人、同廃止契約者数四二万人、受信料月額三〇〇円をもつて算定した受信料収入予算一、七一一億一、五三〇万円から取納不能による欠損見越額二億七、三九〇万円を控除した受信料収入額一、六八四億、一四〇万円、計二、八九億三、〇七〇万円を予定した。

このほか、国際放送関係政府交付金九、八一〇万九千円、選挙放送関係交付金四、一四四万四千円、受入利息、巡回相談等の雑収入一億七、六五〇万円、長期借入金七億五千万円、放送債券三九億五千万円による入金三、八億七、一〇〇万円、固定資産売却代金一、四〇〇万円、放送債券償還積立金からの戻入額一億五、五六〇万円、その他一、〇〇〇万円の入金を見込み、計五、〇億八、五六二万三千円を予定した。

以上、入金額合計は、三四〇

(三) 本年度の出金額は

事業経費二、三三億三、二九三万六千円、放送設備建設改修費七、三億八、八〇〇万円、放送債券返済金三億一、五二〇万円、長期借入金返済金六億五、三二九万二千円、放送債券返済法定

二 資金計画表

区分	第一・四半期		第二・三半期		第三・四半期		合計
	第一	第二	第三	第四	第一	第二	
一 前期繰越金	800,000	300,000	375,000	375,000	375,000	375,000	3,000,000
二 取入	775,000	752,000	990,000	880,000	775,000	775,000	5,000,000
受信料	713,000	714,000	711,000	711,000	711,000	711,000	2,851,000
(ラジオ)	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000	2,900,000	11,600,000
(テレビジョン)	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	1,150,000	4,600,000
放送債券	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	12,800,000
長期借入金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	400,000
交付金収入	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	960,000
雑収入	440,000	440,000	440,000	440,000	440,000	440,000	1,760,000
固定資産売却代金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
放送債券返済金戻入	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	4,800
その他の収入	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	44,000
三 支出	775,000	752,000	990,000	880,000	775,000	775,000	5,000,000
事業経費	5,600,000	5,300,000	6,600,000	5,600,000	5,600,000	5,600,000	22,400,000
放送設備建設改修費	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	5,600,000
放送債券返済	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	12,800,000
長期借入金返済	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	400,000
法定積立金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
予備金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	400,000
その他の支出	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	400,000
四 後期繰越金	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	1,500,000

日本放送協会昭和三十五年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する意見書

昭和三十五年一月

郵政大臣

意見書

日本放送協会(以下「協会」といふ)昭和三十五年度収支予算、事業計画及び資金計画は、全国民に基本的放送を保障すべき協会の目的を協

積立金一〇億一、二五〇万円、予備金三億五千万円及び放送債券利息その他二億九、三六八万円をあわせ、合計三、四三億四、五六〇万八千円である。資金の需要及び調達を四半期にみれば、別表のとおりである。

(単位千円)

会の放送事業五箇年計画中第三年度計画として実現しようとするものであつて、適切妥当なものと認められる。すなわち、

一 標準放送の建設については、難聴地域の解消及び外来混信の防止のため放送網の拡充を進めるとともに、放送業務の質的向上に資するため老朽設備の改善を行なうこととし、また、テレビジョン放送

の建設については、総合放送の主要箇所を完了した上、微電力放送等により空白地域の補完を図る一方、教育放送網の普及を積極的

に推進することとしているが、いずれも前記協会の目的にそつともであり、なかつて、教育放送網の普及については、当年度において特に期待すべきものがある。

二 放送番組については、標準放送における番組内容の刷新並びにテレビジョン放送における全国番組及びローカル番組の拡充を図ることとして、いずれも公衆の要望にそつともと考えられ、妥当な措置と認められる。

次に、受信者の維持及び開発のための対策として、標準放送及びテレビジョン放送の共同受信施設に対し技術指導等の措置を積極的

に講ずることとしているが、放送網の拡充を進める一方、受信普及の方策の一環として共同受信施設の利便の増進を図ることは、放送の全国的普及を目的とする協会の事業として適切なものと認められる。

国際放送及び調査研究における拡充及び強化の計画は、わが国唯

一 国際放送の事業体であり、また、調査研究の成果をもつてわが国の放送界全般に貢献すべき任務を有する協会として、当然講ずべき措置である。

三 右事業計画の遂行に見合うべき財政計画については、収支の均衡を得、かつ、事業の繰延に照応して、おおむね妥当と認められる。しかしながら、

(1) 標準放送の受信料収入予算額一、二三億六、五〇〇万円については、受信契約者一六〇万の減少に伴う減収を見込んだものであり、この程度の減収は、受信契約に関する最近の情勢にかんがみ回避し難いものと推定されるが、なお、受信契約廃止の防止及び新規契約者の増加について、施策の積極的な推進を期待する。また、テレビジョン放送の受信料収入については、現在正確な見込みをたてることが困難であるが、もし、収入がその予定額を大きく上回ることとなつた場合には、極力長期負債の返済に充当すること等により財政的基礎の確立に資し、よつて、受信契約者増加の通達の時期の到来にあらかじめ対処しておくことが望ましい。

(2) 放送債券及び長期借入金については、予定額四七億円は、前記建設計画の緊要性にかんがみ必要やむを得ないものと認められるが、その調達には格段の努力を要するものと考えられる。なお、この収支予算においては、従前におけるラジオ、テレビ

昭和三十三年三月十八日 衆議院會議録第十三号 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めの件 失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法 二五八

ジョンの区分を廃止しているが、テレビジョン放送開始の当初は格別、すでにこの放送が著しい発展を遂げた現在においては、必ずしもその区分を存続する必要なく、むしろ一本化する必要が、むしろ一本化することが予算執行の合理化、経理事務の効率化等に役立つものであるから、適正な受信料額を算定するための原価計算手続が確立している限り、この区分の廃止は、時宜に適した措置と認められる。

理由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあつた同協会昭和三十五年取支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第三十七條第二項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならぬこととなつてゐるからである。

○副議長(中村高一君) 委員長の報告を求めます。通信委員長佐藤洋之助君。

報告書は會議録追録に掲載

佐藤洋之助君登壇

○佐藤洋之助君 たいま議題となりました。放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めの件について、通信委員会における審査の経過と結果とを御報告申し上げます。

本議案は、日本放送協会の昭和三十五年取支予算、事業計画及び資金計画につきまして、国会の承認を求めのために、去る二月二十二日閣内より提出されたものであります。

本議案の内容につきましては、あるいは委員会の経過につきましては、會議録に譲ることとしまして省略いたします。

かくして、昨日委員会を開きまして、討論を省略して採決の結果、満場一致本議案は承認すべきものと議決しました。

なお、その際、委員会は、民主社会党の大野幸一君の動議により、本件の審査の過程における論議の動向に照らしまして、次の附帯決議を全会一致をもって可決したのであります。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めの件に対する附帯決議

政府並びに日本放送協会当局は、左に掲げる事項の実施に努むべきである。

- 一、農山漁村等における有線放送によるラジオ受信者の特殊な事情にかんがみ、その受信料につき半減の措置を講ずること。
- 二、ラジオ受信料金の減収対策並びに受信料について調査研究すること。
- 三、経営の合理化、経費の節減を図り、協会従業員の待遇の改善に努めること。

右決議する。これをもちて報告を終わります。(拍手)

参照

議案の内容につきましては、大略御説明いたしますと、昭和三十五年取支の事業計画は、昭和三十三年度を起点とする放送事業五カ年計画の第三年度分として、その重点を標準放送における放送網の完成、老朽設備の改善、テレビジョン放送における総合、教育放送の早期普及、ラジオ及びテレビの放送番組の刷新拡充、国際放送の拡充、受信者維持対策の推進、技術、番組両分野における研究の強化等に置いてあります。

次に、取支予算におきましては、収入支出ともに総額三百七十二億九千八百余万円を予定しておりますが、これを前年度と比較すれば取支ともに八十二億六千四百余万円の増となっております。

なお、受信料については、前年度と同額のラジオ月額八十五円、テレビジョン月額三百円といたしてあります。また、この取支予算では、従前におけるラジオ、テレビジョンの区分を廃止してあります。

次に、資金計画は、取支予算及び事業計画に照応する資金の出入に関する計画であります。右の取支予算等について、郵政大臣は、これをおおむね受

当なものとする旨の意見書を付しているものであります。

以上が本議案の内容であります。

通信委員会におきましては、二月十二日日本案の付託を受け、翌二十三日以降数次にわたつて會議を開き、政府当局の説明を聴取し、質疑を行なつたほか、特に参考人として日本放送協会の会長及び理事等の出席を求め、慎重審議を重ねたのであります。質疑応答の詳細についてはすべて委員會議録によつて御承知願いたいと存じます。

○副議長(中村高一君) 採決いたしました。本件は委員長報告通り承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

- 日程第十 失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(第三十三回国会、齋藤邦吉君外二十三名提出)
- 日程第十一 厚生年金保険法の一部を改正する法律案(第三十三回国会、田中正巳君外二十三名提出)
- 日程第十二 雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(第三十三回国会、田中正巳君外二十三名提出)

日程第十三 船員保険法の一部を改正する法律案(第三十三回国会、田中正巳君外二十三名提出)

○副議長(中村高一君) 日程第十、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案、日程第十一、厚生年金保険法の一部を改正する法律案、日程第十二、雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、日程第十三、船員保険法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案  
右の議案を提出する。  
昭和三十四年十二月二十一日

- 提出者
- |       |       |
|-------|-------|
| 齋藤 邦吉 | 田中 正巳 |
| 大橋 武夫 | 池田 清志 |
| 大石 武一 | 大坪 保雄 |
| 龜山 孝一 | 川崎 秀二 |
| 倉石 忠雄 | 藏内 修治 |
| 河野 孝子 | 河本 敏夫 |
| 志賀健次郎 | 重政 誠之 |
| 田邊 國男 | 中村三之丞 |
| 中山 マサ | 永山 忠則 |
| 八田 貞義 | 藤本 捨助 |
| 古川 丈吉 | 柳谷清三郎 |
| 山下 春江 | 亘 四郎  |
- 賛成者  
安倍晋太郎外二百三十名  
失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律

(失業保険法の一部改正)

第一条 失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二の次に次の四条を加える。

(公共職業訓練を受ける場合における給付日数の延長)

第二十条の三 受給資格者が公共職業安定所の指示した公共職業訓練(訓練期間が一年を超えるものを除く)を受ける場合には、当該公共職業訓練を受ける期間に限り、第二十条第一項及び前条第一項から第三項までの規定により失業保険金を支給することができる日数(次条第一項の規定による措置が決定された場合には、その措置に基づき失業保険金を支給することができる日数を加えた日数)を超えて、その者に失業保険金を支給することができる。

前項の場合には、第十八条第一項中「一年間」とあるのは、「一年間(受給資格者が第二十条の三第一項に規定する公共職業訓練を受ける場合において、当該公共職業訓練を受け終るべき日がその一年の期間を経過した日以後の日であるときは、その日までの間)」と読み替えるものとする。

(給付日数の延長に関する特別措置)

第二十条の四 労働大臣は、職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第十九条の二に規定する職業紹介活動(以下この条において広域職業紹介活動という)をすることを命じた場合において、当該広域職業紹介活動の命令に係る地域について、政令の定める基準に照らして必要があると認めるときは、その指定する期間内に限り、公共職業安定所が当該地域に係る当該広域職業紹介活動により職業のあつ旋を受けることが適当であると認定する受給資格者について、政令の定める日数を限度として、第二十条第一項及び第二十条の二第一項から第三項までの規定により失業保険金を支給することができる日数(以下この章において所定給付日数という)を超えて、失業保険金を支給する措置を決定することができる。

前項の規定による措置を決定しようとするときは、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見を聞かなければならない。公共職業安定所は、受給資格者が広域職業紹介活動により職業のあつ旋を受けることが適当

であるか否かを認定しようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第二十条の五 前条第一項の規定による措置に基づき所定給付日数を超えて失業保険金の支給を受けている者が、正当な事由がないと認められるにもかかわらず、公共職業安定所の紹介した公共職業訓練を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後失業保険金を支給しない。但し、その者がその拒んだ日以後あらたに第十五条第一項の規定に該当するに至つた場合は、この限りでない。

公共職業安定所は、前項本文に規定する者について、同項に規定する正当な事由があるか否かを認定しようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第二十条の六 第二十条の四第一項の規定による措置が決定された場合において、その決定があつた日以後に他の地域から当該措置に係る地域に移転した者であつて、その移転について特別の事由がないと認められるも

のには、所定給付日数を超えて失業保険金を支給しない。

公共職業安定所は、前項に規定する者の当該移転について特別の事由があるか否かを認定しようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第二十一条第一項中「受給資格者が」を「受給資格者(第二十条の五第一項本文に規定する者を除く)が」に改め、同項第四号中「昭和二十二年法律第四百一十一号」を削る。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(就職支度金)

第二十六条の二 受給資格者が就職するに至つた場合において、必要があると認めるときは、政府は、就職に要する費用(以下就職支度金という)を支給することができる。但し、就職するに至つた日の前日における失業保険金の支給残日数(所定給付日数(第二十条の四第一項の規定による措置が決定された場合には、その措置に基づき失業保険金を支給することができる日数を所定給付日数に加えた日数。以下この条において同じ)から当該受給資格に基き既に失業保険

金を支給した日数を差し引いた日数(その日数が、就職するに至つた日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数を超えるときは、就職するに至つた日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数)をいう。以下この条において同じ)が当該受給資格に基き所定給付日数の二分の一未満である受給資格者については、この限りでない。

就職支度金の額は、左に掲げる額とする。

- 一 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に基き所定給付日数の三分の二以上である受給資格者については、失業保険金の五十日分に相当する額
- 二 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に基き所定給付日数の二分の一以上三分の二未満である受給資格者については、失業保険金の三十日分に相当する額

就職支度金の支給があつたときは、この法律の規定(第二十条の三、第二十三条の二及び第四十七条第二項の規定を除く)の適用については、当該就職支度金の額を失業保険金の日額で除

して得た日数に相当する日数分の失業保険金の支給があつたものとみなす。

一 就職支度金の支給に關し必要な事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見を聞いて、これを定める。

第二十三条及び第二十三条の二の規定は、就職支度金の支給について準用する。

第二十八条第一項中「三分の一」を「四分の一」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

一 国庫は、毎会計年度において、支給した保険給付総額の四分の三に相当する額が徴収した保険料総額を超える場合には、当該超過額について、前項の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した保険給付総額の三分の一に相当する額に達する額までを負担する。この場合において、その計算及び負担は、第三十八条の五の日雇労働被保険者以外の被保険者に係る失業保険事業及び同条の日雇労働被保険者に係る失業保険事業に区分して行うものとする。

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 第二十条の四第一項の規定による措置が決定された場合には、前条第一項の規定にかかわらず、国庫は、その措置に基き保険給付に要する費用の三分の一を負担する。

前項の場合には、前条第二項中「支給した保険給付総額」とあるのは「支給した保険給付総額から第二十条の四第一項の規定による措置に基き支給した保険給付額を控除した額」と、「徴収した保険料総額」とあるのは「徴収した保険料総額から第二十条の四第一項の規定による措置に基き支給した保険給付額の三分の二に相当する額を控除した額」と読み替へるものとする。

第三十条第一項中「千分の十六」を「千分の十四」に改め、同条第二項を削る。

第三十八条の五第一項中「第二十条の二」を「第二十条の六」に、「第二十四条」を「第二十四条、第二十六条の二」に改める。

第三十八条の九第五項中「六日」を「五日」に、「四日」を「三日」に改め、同条第六項を削る。

第三十八条の十一第三項中「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に改める。

第三十八条の十五第二項中「千分の十六」を「千分の十四」に改める。

第三十八条の二、十七第四項中「第二十七条第三項」を「第二十六条の二第五項及び第二十七条第三項」に改める。

第四十七条第一項中「及び第二十七条」を、就職支度金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第二十七条に改める。

（職業安定法の一部改正）  
第二条 職業安定法の一部を次のように改正する。

第十九条の二を第十九条の三とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（広域職業紹介）  
第十九条の二 労働大臣は、多数の求職者が居住している地域について、雇用状況から判断して、それらの求職者がその地域において職業に就くことが困難であると認める場合には、求職者が他の地域において職業に就くことを促進するための職業紹介に関する計画を作成し、関係都道府県知事又は公共職業安定所長に対し、当該計画に基いて広範囲の地域にわたり職業紹介活動を行うことを命ずることができる。

附則  
（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、失業保険法第二十八条の改正規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。（失業保険法の一部改正に伴う経過措置）  
2 この法律による改正後の失業保険法（以下「新法」という。）第二十条の三の規定は、この法律の施行の際、現に、この法律の施行前に公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受けている受給資格者についても適用する。  
3 この法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る失業保険の保険料については、なお従前の保険料率による。  
4 日雇労働被保険者に係るこの法律の施行の日前の日分の保険料について新法第十七条の二の賃金日額算定をする場合における算定方法については、なお従前の例による。  
5 新法第二十八条第一項及び第二項及び第二十八条の二に定める国庫負担の割合及びその額の算定方法並びに新法第三十条第一項に定める保険料率は、昭和三十四年度から昭和三十六年度までの取支の実績に照らして検討され、その結果に基いて、おそくとも昭和三十八年三月三十一日までに所要の改正が行われるべきものとする。  
6 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第九十九号）第三条の規定により労働大臣が他の地域において職業に就くことを促進するための措置として職業紹介活動をすることを命じた場合には、新法第二十条の四の規定の適用については、労働大臣がこの法律による改正後の職業安定法第十九条の二に規定する職業紹介活動することを命じたものとみなす。

理由

失業保険の保険料率及び国庫負担を調整し、その保険財政の均衡を図るとともに、多数の求職者が居住している地域において、それらの求職者が職業に就くことが困難であると認められる場合に広域職業紹介活動を実施し、その場合失業保険金の給付日数を延長する措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、平年度約三十億二千六百万円の見込である。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和三十四年十二月二十一日

提出者

田中 正巳 齋藤 邦吉  
 大橋 武夫 油田 清志  
 大石 武一 大坪 保雄  
 亀山 孝一 川崎 秀二  
 倉石 忠雄 藏内 修治

河野 孝子 河本 敏夫  
 志賀健次郎 重政 誠之  
 田邊 國男 中村三之丞  
 中山 マサ 永山 忠則  
 八田 貞義 藤本 捨助  
 古川 丈吉 柳谷清三郎  
 山下 春江 亘 四郎  
 賛成者  
 安倍晋太郎外二百三十名

厚生年金保険法の一部を改正する法律

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条の表を次のように改める。

標準報酬	標準報酬月額	報 酬	月 額
第一級	三、〇〇〇円	三、五〇〇円未満	
第二級	四、〇〇〇円	三、五〇〇円以上	四、五〇〇円未満
第三級	五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上	五、五〇〇円未満
第四級	六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上	六、五〇〇円未満
第五級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上	七、五〇〇円未満
第六級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上	八、五〇〇円未満
第七級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上	九、五〇〇円未満
第八級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上	一〇、〇〇〇円未満
第九級	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上	一一、〇〇〇円未満
第一〇級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上	一二、〇〇〇円未満
第一級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上	一七、〇〇〇円未満
第二級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上	一九、〇〇〇円未満
第三級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上	二一、〇〇〇円未満
第四級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円未満

第一五級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満
第一六級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第一七級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
第一八級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円未満
第一九級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第二〇級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上	

第二十八条中「都道府県知事を」を「厚生大臣」に改める。  
 第二十九条第一項中「前条の規定による記録をした後、」を削り、同条第四項中「記録した事項」を「第一項の規定により事業主に通知した事項」に改める。

第三十四条第一項及び第三項中「千分の五」を「千分の六」に改める。  
 第八十一条第五項を次のように改める。

- 前項の規定にかかわらず、当分の間、保険料率は、次のとおりとする。
- 第一種被保険者については、千分の三十五
- 第二種被保険者については、千分の三十
- 第三種被保険者については、千分の四十二
- 第四種被保険者については、千分の三十五

附則  
 (施行期日)  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(第四種被保険者の資格を有する者を除く。)のうち、この法律の施行の日の属する月の前月の標準報酬月額が一万八千円である者のこの法律の施行の日の属する月からその年の九月までの標準報酬については、その者がこの法律の施行の日に被保険者の資格を取得したものとみなして、この法律による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定を適用する。この場合において、その者が健康保険の被保険者であるときは、同法第二十条第一項の規定にかかわらず、その者のこの法律の施行の日の属する月における健康保険法(大正

十一年法律第七十号)による標準報酬の基礎となつた報酬月額を厚生年金保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

第三条 この法律による改正後の厚生年金保険法第二十八条の規定は、都道府県知事がこの法律の施行前にこの法律による改正前の同法同条の規定によつて記録した事項についても、適用する。

第四条 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法第三十四条の規定によりその基本年金額が計算された年金たる保険給付を受け権利を有する者に支給する当該保険給付については、その基本年金額を、この法律による改正後の同法同条の規定により計算した額とする。

2 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(従前の加給金に相当する給付の額を除く。)が、二万八千三百二十円に満たないときは、これを二万八千三百二十円とする。

3 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第十六条第二項の規定によつて支給する従前

昭和三十三年三月十八日 衆議院會議録第十三号 失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案外三案

の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く)が、一万四千百六十円に満たないときは、これを一万四千百六十円とする。

4 前項の規定は、この法律の施行の日以後において、厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

5 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第二十条第一項又は同条第三項の規定によりその額が計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金については、その額(加給年金額を除く)をこの法律による改正後の同法第三十四条の規定により計算した基本年金額に相当する額に一万二千円を加算した額とする。

6 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第二十条第二項又は同条第四項の規定によりその額が計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金のうち、その額(加給

年金額を除く)が、この法律による改正後の同法第三十四条の規定により計算した基本年金額に満たないものについては、これをその基本年金額に相当する額とする。

7 この法律の施行の日において現に厚生年金保険法附則第二十一条の規定によりその基本年金額が計算された遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金のうち、その基本年金額が、この法律による改正後の同法第三十四条の規定により計算した基本年金額に満たないものについては、これをこの法律による改正後の同法同条の規定により計算した基本年金額に相当する額とする。

第五條 前条に規定する保険給付のうちこの法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る分及び障害手当金であつて、この法律の施行の日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第六條 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十一条第五項に定める保険料率は、同条第四項の規定により昭和三十九年四月三十日までに行われるべき再計算の結果に基づき、改定されるべきものとする。

第七條 この法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る保険料

については、なお従前の保険料率による。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正)

第八條 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第七号)の一部を次のように改正する。第二十六条中「千分の五」を「千分の六」に改める。

理由

厚生年金保険について保険料率の改訂、標準報酬の最高額の引上げ及び給付内容の改善等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約六千八百八十九万六千円の見込である。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和三十四年十二月二十一日

提出者

- 田中 正巳 齋藤 邦吉
大橋 武夫 池田 清志
大石 武一 大坪 保雄
龜山 孝一 川崎 秀二
倉石 忠雄 藏内 修治
河野 孝子 河本 敏夫
志賀健次郎 重政 誠之

- 田邊 國男 中村三之丞
中山 マサ 永山 忠則
八田 貞義 藤本 捨助
古川 丈吉 柳谷清三郎
山下 春江 巨 四郎
賛成者
安倍晋太郎外二百三十名

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律

日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「及び家族療養費」を「並びに家族療養費、傷病手当金及び出産手当金」に、「四分の一」を「十分の三」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

2 この法律による改正後の日雇労働者健康保険法第二十八条の規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。

理由

日雇労働者健康保険の療養の給付及び家族療養費の支給に要する費用についての国庫負担率を引き上げるとともに、傷病手当金及び出産手当金の支給に要する費用も国庫負担の

対象に加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二億五千二十万四千円の見込である。

船員保険法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和三十四年十二月二十一日

提出者

- 田中 正巳 齋藤 邦吉
大橋 武夫 池田 清志
大石 武一 大坪 保雄
龜山 孝一 川崎 秀二
倉石 忠雄 藏内 修治
河野 孝子 河本 敏夫
志賀健次郎 重政 誠之
田邊 國男 中村三之丞
中山 マサ 永山 忠則
八田 貞義 藤本 捨助
古川 丈吉 柳谷清三郎
山下 春江 巨 四郎
賛成者
安倍晋太郎外二百三十名

船員保険法の一部を改正する法律

船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条中「百五十分の一」を「千分ノ八」に改める。



第五十八條第一項中「三分ノ一」を「四分ノ一」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

国庫ハ毎會計年度ニ於テ支給シタル失業保険金ノ總額ノ四分ノ三ニ相當スル額ガ徴収シタル保険料ノ總額ノ中失業保険金ノ支給ニ要スル費用ニ充テラルベキ額ヲ超ユル場合ニハ当該超過額ニ付前項但書ノ規定ニ依ル国庫ノ負担額ヲ加ヘ

国庫ノ負担ガ当該會計年度ニ於テ支給シタル失業保険金ノ總額ノ三分ノ一ニ相當スル額ニ達スル額迄ヲ負担スルモノトシ徴収シタル保険料ノ總額ノ中失業保険金ノ支給ニ要スル費用ニ充テラルベキ額ノ計算方法ハ政令ヲ以テ之ニ定ム

第五十九條第五項を次のように改める。

前項ノ規定ニ拘ラズ当分ノ間保険料率ハ左ノ通りトス

- 一 第十七條ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三條ノ第三項各号ニ該当セザルニ因リ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百六十九
- 二 第十七條ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三條ノ第三項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲナキモノニ付テハ千分ノ百五十八

三 第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ四十二

第六十條第一項第一号中「百六十分ノ五十一・五」を「百六十九分ノ五十二・五」に、「百六十六分ノ百四・五」を「百六十九分ノ百十六・五」に、同項第二号中「百五十分ノ四十三・五」を「百五十八分ノ四十七」に、「百五十分ノ百六・五」を「百五十八分ノ百十一」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、船員保険法第五十八條の改正規定は、公布の日から施行し、この法律による改正後の同法同條の規定は、昭和三十四年度以降の費用について適用する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日において現に老齢年金を受ける権利を有する者に支給する当該老齢年金については、次の各号の區別に従い、それぞれその額(加給金の額を除く)を当該各号に規定する額とする。ただし、第三号に掲げる老齢年金については、その受給権者が六十歳(厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号。以下この条及び次条において「交渉法」という。)附則第七

項の規定により同法第十三條中「六十歳」とあるのが読み替えられる者に關しては、同法附則第七項の規定により読み替へられた年齢)に達するまでの間とする。

一 次号及び第三号に掲げる老齢年金以外の老齢年金 この法律による改正後の船員保険法第三十五條の規定により計算した額

二 その額が交渉法第十二條の規定により計算された老齢年金

厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和 年法律第 号)による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による基本年金額(この基本年金額を計算する場合には、同法第三十四條第三項の規定を適用しないものとする。)と厚生年金保険の被保険者であつた期間を除外してこの法律による改正後の船員保険法第三十五條の規定により計算した額と合算した額

三 その額が交渉法第十三條の規定により計算された老齢年金

船員保険の被保険者であつた期間とみなされる厚生年金保険の第一種被保険者又は第四種被保険者であつた期間を除外してこの法律による改正後の船員保険法第三十五條の規定により計算した額

2 この法律の施行の日において現に船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百十六号)附則第七條の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付については、その額(加給金の額を除く)を同法附則第三條及びこの法律による改正後の船員保険法第三十五條の規定に準じて計算した額とする。

第三条 この法律の施行の日において現に船員保険法第五十條第一号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金(その者が失権し、又は所在不明となつた場合に同法第五十條ノ四又は第五十條ノ五第二項の規定により支給する遺族年金を含む。)については、次の各号の區別に従い、それぞれその額(加給金の額を除く)を当該各号に規定する額とする。

一 次号及び第三号に掲げる遺族年金以外の遺族年金 前条第一項第一号に規定する額の二分の一に相當する額(この額が一万四千八百八十円に満たないときは、一万四千八百八十円とする。)

二 その額が交渉法第十二條の規定により計算された老齢年金の額の二分の一に相當する遺族年金

金 前条第一項第二号に規定する額の二分の一に相當する額

三 その額が交渉法第二十六條の規定により計算された遺族年金 二万四千円に平均標準報酬月額額の千分の六に相當する額に二百四十を乗じて得た額を加算した額の二分の一に相當する額

第四条 この法律の施行の日において現に障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金については、その額(加給金の額を除く)が、二万円に満たないときは、これを二万円とする。

2 この法律の施行の日において現に寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金を受ける権利を有する者に支給する当該寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金については、その額(加給金又は増額金の額を除く)が、二万円に満たないときは、これを二万円とする。

3 この法律の施行の日において現に船員保険法第五十條第二号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金については、その額(加給金の額を除く)が、一万二千五百円に満たないときは、これを一万二千五百円とする。

4 前三項の規定は、この法律の施行の日以後において、障害年金、寡婦年金、寡夫年金若しくは遺児

昭和三十五年三月十八日 衆議院會議録第十三号 失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案外三案

年金又は船員保険法第五十条第二号の規定による遺族年金を受ける権利を有するに至つた者の当該保険給付について準用する。

5 この法律の施行の日において現に船員保険法第五十条第三号の規定による遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金(その者が失権し、又は所在不明となつた場合に同法第五十条ノ四又は第五十条ノ五第二項の規定により支給する遺族年金を含む。)については、その額(加給金の額を除く。)が、一万四千八百八十円に満たないときは、これを一万四千八百八十円とする。

第五条 前三条に規定する保険給付のうちこの法律の施行の日の属する月の前月以前の月に係る分であつて、この法律の施行の日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第六条 この法律による改正後の船員保険法第五十八条第一項ただし書及び第二項に定める国庫負担の割合及びその額の算定方法は、昭和三十四年度から昭和三十六年度までの取支の実績に照らして検討され、その結果に基いて、おそくとも昭和三十八年三月三十一日までに所要の改正が行われるべきものとす。

第七条 この法律による改正後の船員保険法第五十九条第五項に定める保険料率は、同条第四項の規定により昭和三十九年四月三十日までに改定されるべきものとする。

〔水山忠則君登壇〕  
○水山忠則君 たいま議論となりまして、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案、厚生年金保険の一部を改正する法律案、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案及び船員保険法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果の概要について御報告を申し上げます。

以上四法案は、第三十三回国会以来継続審査となつたのでありますが、本国会において、三月一日審議に入り、四法案と政府提出法案との関係、各社会保険に対する国庫負担及び給付内容の改善、船員保険における災害補償等の諸問題について連日質疑を行ない、また、昨十七日には、特に岸内閣総理大臣の出席を求め、各種社会保険の総合調整、厚生年金積立金の運用等の問題についてきわめて熱心なる質疑が行なわれたのでありますが、その詳細は會議録にて御承知願ひたいと存じます。

に反対の意見が述べられたのであります。かくて、四法案並びに日雇労働者健康保険法の修正案について順次採決に入りましたところ、厚生年金保険法の一部を改正する法律案は原案の通り、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決すべきものと議決せられ、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案及び船員保険法の一部を改正する法律案はいずれも多数をもって原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

第九條 船員保険法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。  
附則第十條を次のように改める。

第三十一回国会において、新国民健康保険法並びに国民年金制度が創設され、わが国の社会保障制度も一応体系が整ふことになつたのであります。しかしながら、独自の沿革と、それぞれ特殊なる事情に基づいて創設され、発展して参つた既存の各種社会保険制度は、その適用対象、給付の内容、財政状態等においては相当の差異がありま

昨日の委員会において質疑を打ち切りましたところ、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党及び民主社会党の共同提案にかかる修正案が提出せられ、五島委員よりその趣旨の説明がありました。その要旨は、傷病手当金の待期四日を一日短縮して三日とするともに、出産手当金の支給期間十四日を二十一日に延長しようとするものであります。

続いて、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案に対して自由民主党の大坪委員より、また、船員保険法の一部を改正する法律案に対して自由民主党の柳谷委員より、さらに、厚生年金保険法の一部を改正する法律案に対しては三派共同提案にて同じく柳谷委員より、それぞれ次の附帯決議を付すべきであるとの動議が提出せられ、その趣旨の説明がありました。

理 由  
船員保険について保険料率及び国庫負担率の改訂並びに給付内容の改善を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本会施行に要する経費  
本案施行による減収見込は、平年度約二千五百三十一万四千円である。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党及び民主社会党を代表し一部を改正する法律案及び修正案を含めての日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案に賛成、失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案

失業保険は被保険者が失業した場合にその生活の安定を図ることを目的とするものであること及び最近における賃金の実情にかんがみ、政府

○副議長(中村高一君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長水山忠則君。

かかるといふ意味において社会保険関係法律の調整の第一歩を踏み出したものでありまして、この際、最近の失業情勢に對あわせて職業安定法の一部を改正いたしますことといたしたのでございます

失業保険は被保険者が失業した場合にその生活の安定を図ることを目的とするものであること及び最近における賃金の実情にかんがみ、政府

失業保険は被保険者が失業した場合にその生活の安定を図ることを目的とするものであること及び最近における賃金の実情にかんがみ、政府

〔報告書は會議録追録に掲載〕

失業保険は被保険者が失業した場合にその生活の安定を図ることを目的とするものであること及び最近における賃金の実情にかんがみ、政府

失業保険は被保険者が失業した場合にその生活の安定を図ることを目的とするものであること及び最近における賃金の実情にかんがみ、政府

失業保険は被保険者が失業した場合にその生活の安定を図ることを目的とするものであること及び最近における賃金の実情にかんがみ、政府

は一般失業保険の低額保険給付及び日雇労働失業保険の失業保険金額について、すみやかに検討の上、その引き上げについて成案を得るよう努力すべきである。

船員保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、厚生年金保険及び失業保険の改善の検討に併せ、船員保険についてもこれに見合ひ検討を行い、すみやかに成案を得るよう努力すべきである。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

厚生年金保険が勤労者のための年金制度の中核たることにかんがみ、政府は、将来これが給付内容の改善に努めるとともに他の年金制度との通算調整を含む総合調整についてなるべく速やかに結論を得るよう努力すべきである。

また、政府は、厚生年金保険の運営に關し、特に、次の諸施策の実現に努力すべきことを要する。

- 一、適用範囲を従業員五人未満の事業所へ拡大すること。
- 二、積立金の管理運用については、特に拠出者の意向を反映しうるものとするとともに、還元融資の枠を拡大すること。
- 三、老人ホーム等の福祉施設を増設し、年金受給者が年金により老後

の生活を営みうる方を講ずること。

四、年金受給権を担保とする金融の途を講ずること。

次いで、これら動議について順次採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって附帯決議を付することと議決いたしましたのであります。

なお、第三十一年回国会以来本委員会に付託せられておりました内閣提出の船員保険法等の一部を改正する法律案は、以上の四法案が議決せられた結果、議決を要しないものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案に対する修正案  
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十八條の改正規定の前に次のように加える。

第十六條の二第一項中「第五日」を「第四日」に改める。

第十六條の五第一項中「十四日」を「二十一日」に改める。

附則第一項中「この法律は、」の下に「日雇労働者健康保険法第十六條の二及び第十六條の五の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定を

除き、」を加え、「適用する」と適用し、同法第十六條の二及び第十六條の五の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、昭和三十五年四月一日から施行する」に改める。

附則に次の二項を加える。

3 この法律による改正後の日雇労働者健康保険法第十六條の二の規定は、昭和三十五年四月一日前から療養のため引き続き勤務に服することができなかつた者であつて、同日においてまだ傷病手当金の支給がはじまつていないものについても、適用する。

4 この法律による改正後の日雇労働者健康保険法第十六條の五の規定は、昭和三十五年四月一日以後の分へんについて適用する。

〇副議長(中村高一君) 日程第十に對して討論の通告があります。これを許します。五島虎雄君。

〔五島虎雄君登壇〕  
〇五島虎雄君 私は、日本社会党及び民主社会党を代表いたしましたして、ただいま議題となりました自由民主党提案の失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案に対して反対の討論をいたします。(拍手)

御承知の通り、政府は、過ぐる三十四年四月に船員保険法等の一部を改正する法律案を提案したのであります。

す。これは、船員保険法という表題で、厚生年金保険法、日雇労働者健康保険法及び失業保険法の四法律の改正でありますが、このように四法を一括して、しかも、重要度の高い失業保険法や厚生年金保険法を除いて、どさくさまぎれに改悪しようとしたことは、まことに狡猾きわまりないやり方であるといわなければなりません。

(拍手)このような欺瞞的な法案に對して参つたのであります。昨年末に及んで、自由民主党は、ついに、この一括法案をばらばらにいたしました。四つの法律案に分離して提案して来たのであります。そのうちの二つが、この失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案でございます。

す。これは、船員保険法という表題で、厚生年金保険法、日雇労働者健康保険法及び失業保険法の四法律の改正でありますが、このように四法を一括して、しかも、重要度の高い失業保険法や厚生年金保険法を除いて、どさくさまぎれに改悪しようとしたことは、まことに狡猾きわまりないやり方であるといわなければなりません。

(拍手)このような欺瞞的な法案に對して参つたのであります。昨年末に及んで、自由民主党は、ついに、この一括法案をばらばらにいたしました。四つの法律案に分離して提案して来たのであります。そのうちの二つが、この失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案でございます。

す。これは、船員保険法という表題で、厚生年金保険法、日雇労働者健康保険法及び失業保険法の四法律の改正でありますが、このように四法を一括して、しかも、重要度の高い失業保険法や厚生年金保険法を除いて、どさくさまぎれに改悪しようとしたことは、まことに狡猾きわまりないやり方であるといわなければなりません。

(拍手)このような欺瞞的な法案に對して参つたのであります。昨年末に及んで、自由民主党は、ついに、この一括法案をばらばらにいたしました。四つの法律案に分離して提案して来たのであります。そのうちの二つが、この失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案でございます。

す。これは、船員保険法という表題で、厚生年金保険法、日雇労働者健康保険法及び失業保険法の四法律の改正でありますが、このように四法を一括して、しかも、重要度の高い失業保険法や厚生年金保険法を除いて、どさくさまぎれに改悪しようとしたことは、まことに狡猾きわまりないやり方であるといわなければなりません。

(拍手)このような欺瞞的な法案に對して参つたのであります。昨年末に及んで、自由民主党は、ついに、この一括法案をばらばらにいたしました。四つの法律案に分離して提案して来たのであります。そのうちの二つが、この失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案でございます。

す。これは、船員保険法という表題で、厚生年金保険法、日雇労働者健康保険法及び失業保険法の四法律の改正でありますが、このように四法を一括して、しかも、重要度の高い失業保険法や厚生年金保険法を除いて、どさくさまぎれに改悪しようとしたことは、まことに狡猾きわまりないやり方であるといわなければなりません。

(拍手)このような欺瞞的な法案に對して参つたのであります。昨年末に及んで、自由民主党は、ついに、この一括法案をばらばらにいたしました。四つの法律案に分離して提案して来たのであります。そのうちの二つが、この失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案でございます。

福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。と規定し、さらに、失業保険法第一条には、「失業保険は、被保険者が失業した場合に、失業保険金を支給して、その生活の安定を図ることを目的とする」と規定している通り、失業保険金額は失業したときの生活を維持できるものでなければなりません。しかるに、現行法の給付率は賃金の百分の六十でありまして、しかも、わが国労働者の賃金が、周知のごとく、イギリスの三分の一、西ドイツやフランスの二分の一、アメリカの八分の一という劣悪きわまりない状態であるのであります。なお、日雇失業保険におきましては、一級でさえ二百円、二級では百四十円の給付金額でありまして、一級二百円の給付でさえも月五千円程度の給付額で、もしそれ、二人以上の家族を持つ者では、生活保護よりも下回る状態でありまして、生活を維持することもまことに困難であります。これはわが国の低賃金構造を全く無視したものでありまして、政府の怠慢といわなければなりません。(拍手)

現在、失業保険特別会計は六百億円の黒字を示しており、なお、黒字基調はこれから先もずっと続くものと思われまます。これと並行いたしました、政府の宣伝する雇用政策が軌道に乗るものとするならば、ますます黒字基調は拡大するのでありますから、このと

す。これは、船員保険法という表題で、厚生年金保険法、日雇労働者健康保険法及び失業保険法の四法律の改正でありますが、このように四法を一括して、しかも、重要度の高い失業保険法や厚生年金保険法を除いて、どさくさまぎれに改悪しようとしたことは、まことに狡猾きわまりないやり方であるといわなければなりません。

(拍手)このような欺瞞的な法案に對して参つたのであります。昨年末に及んで、自由民主党は、ついに、この一括法案をばらばらにいたしました。四つの法律案に分離して提案して来たのであります。そのうちの二つが、この失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案でございます。

す。これは、船員保険法という表題で、厚生年金保険法、日雇労働者健康保険法及び失業保険法の四法律の改正でありますが、このように四法を一括して、しかも、重要度の高い失業保険法や厚生年金保険法を除いて、どさくさまぎれに改悪しようとしたことは、まことに狡猾きわまりないやり方であるといわなければなりません。

(拍手)このような欺瞞的な法案に對して参つたのであります。昨年末に及んで、自由民主党は、ついに、この一括法案をばらばらにいたしました。四つの法律案に分離して提案して来たのであります。そのうちの二つが、この失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案でございます。

す。これは、船員保険法という表題で、厚生年金保険法、日雇労働者健康保険法及び失業保険法の四法律の改正でありますが、このように四法を一括して、しかも、重要度の高い失業保険法や厚生年金保険法を除いて、どさくさまぎれに改悪しようとしたことは、まことに狡猾きわまりないやり方であるといわなければなりません。

(拍手)このような欺瞞的な法案に對して参つたのであります。昨年末に及んで、自由民主党は、ついに、この一括法案をばらばらにいたしました。四つの法律案に分離して提案して来たのであります。そのうちの二つが、この失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案でございます。

きこそ、保険給付を拡張できる絶好のチャンスであるといわなければなりません。(拍手)また、かねて、政府は、所得増進論を唱え、宣伝これ努めておるのであります。その宣伝からも、当然失業者の所得増大を考えねばならないところであるにもかかわらず、政府は黒字財政を理由といたしまして、今度は逆に、国庫負担の割合を三分の一から四分の一に引き下げて参りました。社会保障の成長をここに完全に遮断しようとする大きな逆行政策を採用したものとわなければなりません。(拍手)

また、政府は、千分の十六から千分の十四に保険料率を引き下げること、またことに善政であるかのごとく説明するのであります。しかし、これは社会保障制度を知らない者の言でありまして、社会保障否定論に通ずるものといわなければなりません。その幼稚さは噴飯ものといわなければなりません。けれども、その陰には、政府の意図には、老齢にして、反動性がじつと隠されていることを見がすことはできません。保険料を下げて得をするものは一体だれか、それは資本家でありませぬ。その値下げに最も熱心なものはだれであったか、それは日経連であったか、ということでありませぬ。政府がその意図を受けて踊ったものであるというところは、今や明らかになっておるのであります。失業者が、低い保険給付の状

態から、家族の生活をささえるために、自分に最も適した職場を探すことをあきらめて、涙をのんで労働の安売りをしなければならぬという羽目に追い込まれるような意図さえも包蔵しているといわなければなりません。かくして、巧みにカムフラージュいたしました改悪案を自民党に多数をもつて押し切らせ、引き続き劣悪な低賃金と収奪方を継続し得る基盤を確保しようとしているものであると言いたいのであります。このように、一面では資本家擁護、一面では労働者圧迫の性質を持つ世紀の悪法でありまして、われわれは断じて賛成することはできません。このような政府案の上にも、自由民主党案は、職業訓練施設入所者に関する給付延長の制度、給付日数の延長に関する特別措置、就職支度金給付制度の新設など、三点を追加したのであります。この部分については、われわれたりとも異論はないのであります。しかし、これは九牛の一毛にすぎないのであります。前述のごとく、政府案の極端なる反動性は、このようなもので隠しておけるものでは決してないのであります。日本社会党は、この給付改善の絶好機にあたって、給付期間の延長、給付金額の引き上げ等の措置を当然講ずべきであると考えまして改正案を提案したのであります。その内容は次の七点

であります。

その第一点は、二年以上の被保険者に対する給付期間をそれぞれ三百六十五日に引き上げ、第二点は、月収約一万円、日額三百三十円までの賃金部分に對しては百分の八十をもつて計算し、それをこえる部分につきましては、現行通り百分の六十をもつて計算した台算額を給付金額としております。第三点として、日雇い保険日額を一級二百二十円、二級百八十円まで引き上げ、第四点に、日雇い失業保険の待期日数をそれぞれ一日減少して、連続三日、通算五日にすること、第五点に、職業訓練中の失業者に對して、一定の条件のもとに給付期間を延長し、第六点に、広域職業紹介活動により職業あつてせんを受けける者に對し、一定の条件のもとに給付日数を延長すること、さらに第七点として、失業給付期間中に再就職した場合、一定の条件のもとに就職支度金を支給する等の内容を持つものであります。

この改正に要する失業保険特別会計の支出増は年間二百九十四億円であります。社会党は、国庫負担の割合を現行通りの三分の一とし、保険料率を千分の十六に維持することによりましてこれを実施せんとするものであります。これは、雇用拡大の政策が続けられ、失業者が減少すればするほど、特別の財源措置をしないでも十分に収支が償うものであります。

かのごとく現実的な日本社会党の案でありまして、しかも、失業保険の本来的姿に倣ひまして、その内容の改善を相当程度実現し得るところの日本社会党の改正案こそが、まさに適切妥当なものであることを、われわれは確信するものであります。与党の各位も日本社会党案に思いをいたされて、これと全く対照的で反動的な自由民主党案に對しては、国民の名においてこゝに強く反対の意を表明しまして、私の反対討論を終わりたいと思ひます。(拍手)

これにて討論は終局いたしました。

○副議長(中村高一君) これより採決に入ります。

まず、日程第十及び第十三の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(中村高一君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第十一及び第十二の両案を一括して採決いたします。

日程第十一の委員長の報告は可決、第十二の委員長の報告は修正であります。

す。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り決しました。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(中村高一君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十五年二月三日

内閣総理大臣 岸 信介

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条・第十三条」に改める。

第三条の表の学校教育法第九十八条の規定による学校で、上欄の国立大学に包括されるものの欄中「弘前医科大学」、「前橋医科大学」、「千葉

医科大学」、「東京医科歯科大学」、「新潟医科大学」、「金沢医科大学」、「松本医科大学」、「米子医科大学」、「岡山医科大学」、「徳島医科大学」、「長崎医科大学」及び「熊本医科大学」を削り、同表京都大学の項中「医学部」を「薬学部」に改め、同表岡山大学の項中「医学部」を「工学部」に改める。

第三条の三第一項の表中

国立短期大学の名称	位置	国立短期大学の名称	位置
北見工業短期大学	北海道	室蘭工業大学	北海道
小樽商科大学短期大学部	北海道	小樽商科大学	北海道
徳島大学工業短期大学部	徳島県	徳島大学	徳島県
徳島大学工業短期大学部	徳島県	徳島大学	徳島県
香川大学商業短期大学部	香川県	香川大学	香川県

に改め、同条第二項の表中

を

を

を

第十二条を第十三条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

(国立学校における授業料その他の費用の免除及び猶予)

第十二条 国立学校の校長(国立大学又は国立大学の学部に附属して設置される学校にあつては、当該

国立大学の学長)は、経済的理由によつて納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、授業料その他の費用の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

附則

- この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。
- 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
  - 第六条第二項を削る。
  - 第六十六条第一項中「、第六十六条第二項」を削る。

理由

昭和三十五年度における国立大学の学部及び国立短期大学の新設並びに国立学校における授業料等の免除及び猶予について規定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(中村高一君) 委員長の報告を求めます。文教委員長大平正芳君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔大平正芳君登壇〕

○大平正芳君 ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につき、文教委員会における審議の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、改正案の内容でありますが、第一は、新たに京都大学に薬学部を、岡山大学に工学部を、それぞれ設置することであり、第二は、北見工業短期大学を新設するとともに、夜間に授業を行なうものとして、新たに室蘭

工業大学に室蘭工業短期大学部を、香川大学に香川商業短期大学部を、それぞれ併設することであり、そのほか、若干の旧制の医科大学の廃止に伴い、これに関する規定を整理するとともに、国立学校における授業料等の免除及び猶予について法定しよとするものであります。

本案は、去る二月三日委員会に付託となり、以来、慎重に審議して参りましたが、その内容は会議録に譲ります。かくて、三月十八日に本案に対する質疑を終了し、討論を省略の上、採決いたしました結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(中村高一君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(中村高一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君  
大蔵大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

内閣官房長官 椎名悦三郎君  
法制局長官 林 修三君  
法制局第二部長 野木 新一君  
自治庁長官官房長 柴田 護君  
厚生省保険局長 太宰 博邦君  
通商産業政務次官 原田 憲君  
運輸省航空局長 辻 章男君  
郵政省電波 監理局長 甘利 省吾君  
建設政務次官 大沢 雄一君

文部大臣 松田竹千代君  
厚生大臣 渡邊 良夫君  
農林大臣 福田 赳夫君  
運輸大臣 楠橋 渡君  
郵政大臣 植竹 春彦君  
労働大臣 松野 頼三君  
國務大臣 赤城 宗徳君  
國務大臣 石原幹市郎君  
國務大臣 益谷 秀次君

○朗読を省略した議長の報告(法律公布案上及び通知)

(法律公布案上及び通知)

一、去る十五日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

減失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律

法務省設置法の一部を改正する法律(議決通知)

一、去る十五日、鈴木事務総長から下條裁判官弾劾裁判所裁判長及び河野参議院事務総長宛、本院は裁判官弾劾裁判所裁判員清瀬一郎君辞任につ

きその補欠として大橋武夫君を選任した旨通知した。

(指名通知)

一、去る十五日、本院は首都圏整備審議会委員に衆議院議員塚原俊郎君及び同平岡忠次郎君を指名した旨内閣に通知した。

(委員推薦通知)

一、去る十五日、議長は、憲法調査会委員に次の議員を推薦し、その旨内閣に通知した。

小島 敏三君

(政府委員命令通知受領)

一、岸内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る七日付議長において承認した關守三郎を去る十五日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る十五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

柏 正男君 勝岡田清一君

浅沼稻次郎君

大蔵委員

原 彪君

文教委員

金丸 徳重君 杉山元治郎君

堀 昌雄君

農林水産委員 尾崎 覺君

運輸委員

浅沼稻次郎君 柏 正男君

通信委員

木村 武雄君 蔵内 修治君

成田 知巳君 池田 清志君

久野 忠治君

決算委員 久保 三郎君

一、去る十六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

柳田 秀一君 受田 新吉君

文教委員

成田 知巳君

社会労働委員

多賀谷眞穂君

農林水産委員

中村 時雄君

商工委員

中嶋 英夫君

通信委員

金丸 徳重君

建設委員

大西 正道君

一、昨十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

中村 時雄君

地方行政委員

加藤 精三君 河野 孝子君

大蔵委員

小林 進君

文教委員

金丸 徳重君

社会労働委員

河野 孝子君 早川 崇君

風見 章君 中嶋 英夫君

加藤 精三君 田邊 國男君

農林水産委員

田邊 國男君 受田 新吉君

商工委員

早川 崇君

多賀谷眞穂君

八木 昇君

八百板 正君

原 茂君

(常任委員補欠選任)

一、去る十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

浅沼稻次郎君 杉山元治郎君

柏 正男君

大蔵委員 堀 昌雄君

文教委員

成田 知巳君 勝岡田清一君

原 彪君

農林水産委員 久保 三郎君

運輸委員

柏 正男君 浅沼稻次郎君

通信委員

久野 忠治君 池田 清志君

金丸 徳重君 蔵内 修治君

木村 武雄君

決算委員 尾崎 覺君

一、去る十六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

大西 正道君 中村 時雄君

文教委員 金丸 徳重君

社会労働委員 中嶋 英夫君

農林水産委員 受田 新吉君

商工委員 多賀谷眞穂君

通信委員 成田 知巳君

建設委員 山中日露史君

一、昨十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 受田 新吉君

地方行政委員

河野 孝子君 加藤 精三君

大蔵委員

小林 進君 加藤 勘十君

文教委員 原 茂君

社会労働委員

加藤 精三君 田邊 國男君

小林 進君 多賀谷眞穂君

河野 孝子君 早川 崇君

農林水産委員

早川 崇君 中村 時雄君

田邊 國男君

商工委員 中嶋 英夫君

八百板 正君

通信委員

金丸 徳重君 井手 以誠君

決算委員

風見 章君 加藤 勘十君

森本 靖君

(特別委員辞任)

一、去る十五日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

日米安全保障条 小西 寅松君

約等特別委員

一、去る十六日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

日米安全保障条 田中幾三郎君

約等特別委員

(特別委員補欠選任)

一、去る十五日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

日米安全保障条 塚田十一郎君

約等特別委員

一、去る十六日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

日米安全保障条 受田 新吉君

約等特別委員

(議案提出)

一、去る十五日議員から提出した議案は次の通りである。

学校教育法の一部を改正する法律案

(山崎始男君外七名提出)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(山崎始男君外七名提出)

行政書士法の一部を改正する法律案

(渡海元三郎君外二名提出)

一、去る十五日内閣から提出した議案は次の通りである。

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案

一、去る十六日議員から提出した議案は次の通りである。

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(八木一男君外十二名提出)

四国地方開発促進法案(前尾繁三郎君外三十三名提出)

中国地方開発促進に関する決議案

(渡藤三郎君外五十名提出)

一、去る十六日内閣から提出した議案は次の通りである。

航空法の一部を改正する法律案

一、昨十七日議員から提出した議案は次の通りである。

義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案(金丸徳重君外七名提出)



貿易自由化に関する決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)

一、昨十七日内閣から提出した議案は次の通りである。  
地方交付税法等の一部を改正する法律案

(議案付託)  
一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。  
厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一号)

大蔵委員会 付託  
中小企業の産業分野の確保に関する法律案(大貫大八君外九名提出、衆法第一〇号)

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(大貫大八君外九名提出、衆法第一二号)  
官公需の中小企業に対する発注の確保に関する法律案(大貫大八君外九名提出、衆法第一二号)

以上三件 商工委員会 付託  
一、去る十六日委員会に付託された議案は次の通りである。  
失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(八木一男君外十二名提出、衆法第一七号)

社会労働委員会 付託  
中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(大貫大八君外九名提出、衆法第二三三三号)

商工委員会 付託

航空法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

運輸委員会 付託  
一、昨十七日委員会に付託された議案は次の通りである。  
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三三三号)

地方行政委員会 付託  
学校教育法の一部を改正する法律案(山崎始男君外七名提出、衆法第一四四号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(山崎始男君外七名提出、衆法第一五五号)

以上二件 文教委員会 付託  
四国地方開発促進法案(前尾繁三郎君外三十三名提出、衆法第一八八号)  
国土総合開発特別委員会 付託  
(議案送付)  
一、去る十五日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。  
公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。  
アジア経済研究所法案  
日本原子力研究所法の一部を改正する法律案  
総理府設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

案

水産庁設置法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案  
在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案  
酒税法の一部を改正する法律案  
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案  
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案  
不動産登記法の一部を改正する等の法律案

一、去る十三年度一般会計予備費使用総調書(その二)  
昭和三十三年度特別会計予備費使用総調書(その二)  
昭和三十三年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書  
昭和三十三年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その一)  
昭和三十四年度特別会計予備費使用総調書(その一)  
昭和三十四年度特別会計予備費使用総調書(その一)

昭和三十四年度特別会計予備費使用総調書(その一)

昭和三十四年度特別会計予備費使用総調書(その一)

昭和三十四年度特別会計予備費使用総調書(その一)

一、去る十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。  
中小企業の産業分野の確保に関する法律案(大貫大八君外九名提出)

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(大貫大八君外九名提出)

官公需の中小企業に対する発注の確保に関する法律案(大貫大八君外九名提出)

一、去る十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。  
中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(大貫大八君外九名提出)

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(八木一男君外十二名提出)

一、昨十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。  
学校教育法の一部を改正する法律案(山崎始男君外七名提出)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(山崎始男君外七名提出)

四国地方開発促進法案(前尾繁三郎君外三十三名提出)

一、今十八日提出した緊急質問は次の通りである。  
小牧飛行場における自衛隊機、全日空機の衝突事件に関する緊急質問(太田一夫君提出)

全日空機衝突事故に関する緊急質問(塚本三郎君提出)

減失鉱業原簿調整等臨時措置法を廃止する法律案  
法務省設置法の一部を改正する法律案

(緊急質問提出)

一、今十八日提出した緊急質問は次の通りである。  
小牧飛行場における自衛隊機、全日空機の衝突事件に関する緊急質問(太田一夫君提出)

全日空機衝突事故に関する緊急質問(塚本三郎君提出)

減失鉱業原簿調整等臨時措置法を廃止する法律案  
法務省設置法の一部を改正する法律案

案

昭和三十五年三月十八日 衆議院会議録第十三号 朗読を省略した議長長の報告

昭和三十五年三月十八日 衆議院會議録第十三号

昭和三十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定價一部	十五円
<small>(但し良質紙は二十円)</small>	
<small>(配達料共)</small>	
発行所	東京都新宿区市谷本村町一五
	大藏省印刷局
	電話九段四〇五―一五、電報